

昭和三十六年総理府令第五十号

国際規制物質の使用等に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百二十四号）中国際規制物質の使用に関する規定に基づき、及び同規定を実施するため、国際規制物質の使用に関する規則を次のように定める。

目次

- 第一章 定義（第一条）
- 第二章 国際規制物質の使用の許可の申請等（第一条の二―第四条の二十）
- 第三章 指定情報処理機関（第四条の三―第四条の七）
- 第四章 指定保障措置検査等実施機関（第四条の八―第四条の三十）
- 第五章 雑則（第五条―第十一条）

第一章 定義

（定義）

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 核燃料物質計量管理区域 工場又は事業所内の区域であつて、国際約束に基づく保障措置の適用その他の規制を円滑に行うため当該区域に係る核燃料物質の計量及び管理を適切に行うことができるものをいう。

二 国際規制物質計量管理区域 工場又は事業所内の区域であつて、国際約束に基づく受渡しの制限その他の規制を円滑に行うため当該区域に係る国際規制物質（核燃料物質を除く。）の計量及び管理を適切に行うことができるものをいう。

三 在庫変動 核燃料物質計量管理区域における核燃料物質の増加又は減少をいう。

四 バッチ 計量及び管理のために一体として取り扱われる核燃料物質の総体をいう。

五 実在庫量 一定の時点において、一定の手続に従い計量された核燃料物質計量管理区域内の核燃料物質の量をいう。

六 実効値 核燃料物質について次に掲げるところにより算定した数値をいう。

イ プルトニウムにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値

ロ 濃縮度（ウラン二三三の量とウラン二三五の量とを合計した量のウランの総量に対する比率をいう。以下同じ。）が百分の一以上であるウランにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に当該濃縮度の二乗を乗じて得られた数値

ハ 濃縮度が千分の五を超え、百分の一に達しないウランにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に一万分の一を乗じて得られた数値

ニ 濃縮度が千分の五以下のウラン又はトリウムにあつては、その数量をキログラム単位で表した数値に十万分の五を乗じて得られた数値

ホ イからニまでに掲げる物質の一又は二以上を含むものにあつては、当該物質ごとに、それぞれイからニまでに掲げるところにより算出される数値を合計した数値

七 燃料体 原子炉に燃料として使用できる形状又は組成の核燃料物質をいう。

八 特定燃料体 燃料体であつて、原子炉（臨界実験装置を除く。）で使用されるものうち、プルトニウムを含むもの（使用済燃料を除く。）をいう。

九 主要測定点 核燃料物質計量管理区域内における箇所であつて、当該核燃料物質計量管理区域に係る核燃料物質の受払い又は在庫に関する計量及び管理を適切に行うことができるものをいう。

十 帳簿検査 法第六十一条の七の規定による記録とその他国際規制物質の計量及び管理に関する帳簿又は書類とを照合し、その結果に基づいて法第六十七条第一項の規定によりされた報告（保障措置協定に基づく保障措置の実施のためのものに限る。）の正確性を確認することをいう。

十一 員数検査 法第六十一条の七の規定による記録又はその他国際規制物質の計量及び管理に関する帳簿若しくは書類（以下「記録等」という。）において核燃料物質計量管理区域内に存在するものとして記載された核燃料物質について、その所在場所における員数を確認することをいう。

十二 機器検査 国際規制物質使用者等が核燃料物質の計量及び管理に用いる機器について、当該核燃料物質の計量及び管理を適切に行うことができる状態に維持されていることを確認することをいう。

十三 非破壊検査 記録等において核燃料物質計量管理区域内に存在するものとして記載された核燃料物質の種類又は量について、非破壊検査により確認することをいう。

十四 試料提出 保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な核燃料物質その他の試料を提出させることをいう。

十五 封印監視 封印若しくは装置の取付け、取り付けられた封印若しくは装置の健全性の確認又は装置によりされた記録の回収を行うことをいう。

十六 サイト 次のイ、ロ又はハに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ、ロ又はハに定める区域をいう。ただし、当該区域が同一の工場又は事業所内に複数存在する場合にあつては、当該区域のうち二以上のものを含む区域を一のサイトとすることができる。

イ 加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（実効値の合計が一以上のプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。）加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設又は使用施設等（以下「加工施設等」という。）とこれと隣接した管理区域及び周辺監視区域（周辺監視区域の外側の場所においても加工施設等が設置されている場合にあつては、当該加工施設等の区域を含むものとし、周辺監視区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の加工施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあつては、当該施設の区域を含むものとする。）

ロ 使用者（実効値の合計が一に満たないプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。）管理区域（管理区域の外側の場所においても使用施設等が設置されている場合にあつては、当該使用施設等の区域を含むものとし、管理区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の使用施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあつては、当該施設の区域を含むものとする。）

ハ 原子力利用国際規制物質使用者（国際規制物質使用者（旧国際規制物質使用者等を含む。第二条第一項を除き、以下同じ。）のうち、追加議定書第十八条に規定する核燃料サイクル関連の研究開発活動において核燃料物質を使用する者をいう。以下同じ。）核燃料物質計量管理区域を含む建物の区域（核燃料物質管理区域を含む建物の区域に隣接し又は近接した場所において国際特定活動に係る施設その他の使用施設等と密接な関連を有する施設が設置されている場合にあつては、当該施設の区域を含むものとする。）

第二章 国際規制物質の使用の許可の申請等

（国際規制物質の使用の許可の申請）

第一条の二 法第六十一条の三第二項の国際規制物質の使用の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。

一 法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物質の種類については、当該国際規制物質に係る国際約束（保障措置協定を除く。）の締約相手国（国際機関を含むものとし、当該締約相手国又は国際機関が複数ある場合にあつては、当該複数の締約相手国又は国際機関。以下「供給当事国」という。）ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載すること。

二 法第六十一条の三第二項第三号の国際規制物質の数量及び同項第五号の予定使用期間については、当該国際規制物質の種類ごとに記載すること。

三 法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）が法第六十一条の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者に該当しない旨の診断を受けたこと並びに当該診断を受けた病院、診療所等の名称及び住所、診断日、医師の氏名を記載すること。

2 前項第三号に掲げる記載に代えて法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者（法人にあつては、その業務を行う役員）が法第六十一条の四第三号に該当しないことが記載された医師の診断書を提出することができる。

3 法第六十一条の三第一項の許可を受けようとする者が法人である場合であつて、原子力規制委員会がその役員の職務内容から判断して業務に支障がないと認めたとときは、第一項第三号に掲げる記載に代えて当該役員が法第六十一条の四第三号に該当しないことを疎明する書類を提出することができる。

（国際規制物質の使用の届出）

第一条の三 製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者又は使用者は、国際規制物質を製錬の事業の用に供し、加工の事業の用に供し、原子炉の設置若しくは運転の用に供し、再処理の事業の用に供し、又は法第五十二条第一項の許可を受けた使用の目的に使用しようとするときは法第六十一条の三第四項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物質を使用する工場又は事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際規制物質を使用する工場又は事業所の名称及び所在地

三 国際規制物質の種類及び数量

四 予定使用期間

2 前項第三号の国際規制物質の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物質の数量については当該国際規制物質の種類ごとに記載するものとする。

（国際規制物質の貯蔵の届出）

第一条の四 使用済燃料貯蔵事業者は、国際規制物質を貯蔵しようとするときは、法第六十一条の三第五項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物質を貯蔵する事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際規制物質を貯蔵する事業所の名称及び所在地

三 国際規制物質の種類及び数量

四 予定される貯蔵の期間

2 前項第三号の国際規制物質の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物質の数量については当該国際規制物質の種類ごとに記載するものとする。

（国際規制物質の廃棄の届出）

第一条の五 廃棄事業者は、国際規制物質を廃棄しようとするときは、法第六十一条の三第六項の規定により、その都度、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物質を廃棄する事業所ごとに作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際規制物質を廃棄する事業所の名称及び所在地

三 国際規制物質の種類及び数量

四 予定される廃棄の期間

2 前項第三号の国際規制物質の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物質の数量については当該国際規制物質の種類ごとに記載するものとする。

(旧製錬事業者等の国際規制物資の使用の届出等)

第一条の六

旧製錬事業者等、旧加工事業者等、旧試験研究用等原子炉設置者等、旧発電用原子炉設置者等、旧再処理事業者等又は旧使用者等は、法第十二条の七第九項(法第二十二條の九第五項、法第四十三條の三の第三項、法第四十三條の三の第三十五項第四項、法第五十一條第四項及び法第五十七條の六第四項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を使用しようとするときは、法第六十一條の三の第七項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を使用する工場又は事業所ごとに作成し、法第十条若しくは法第四十六條の七の規定により製錬事業者若しくは再処理事業者としての指定を取り消された日若しくは法第二十条、法第三十三條第一項若しくは第二項、法第四十三條の三の第二十一項若しくは第二項又は法第五十六條の規定により加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者若しくは使用者としての許可を取り消された日又は製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者若しくは使用者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際規制物資を使用する工場又は事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定使用期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

(旧使用済燃料貯蔵事業者等の国際規制物資の貯蔵の届出)

第一条の七

旧使用済燃料貯蔵事業者等は、法第四十三條の二十八第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を貯蔵しようとするときは、法第六十一條の三第八項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を貯蔵する事業所ごとに作成し、法第四十三條の十六の規定により使用済燃料貯蔵事業者としての許可を取り消された日又は使用済燃料貯蔵事業者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際規制物資を貯蔵する事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定される貯蔵の期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

(旧廃棄事業者等の国際規制物資の廃棄の届出)

第一条の八

旧廃棄事業者等は、法第五十一條の二十六第四項において準用する法第十二條の七第九項の規定による確認を受けるまでの間、国際規制物資を廃棄しようとするときは、法第六十一條の三第九項の規定により、次の各号に掲げる事項を記載した書類を当該国際規制物資を廃棄する事業所ごとに作成し、法第五十一條の十四の規定により廃棄事業者としての許可を取り消された日又は廃棄事業者の解散若しくは死亡の日から三十日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 国際規制物資を廃棄する事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資の種類及び数量

四 予定される廃棄の期間

2 前項第三号の国際規制物資の種類については供給当事国ごとの資材又は設備の別を明らかにして記載するものとし、同号の国際規制物資の数量については当該国際規制物資の種類ごとに記載するものとする。

(法第六十一條の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者)

第一条の九

法第六十一條の四第三号の原子力規制委員会規則で定める者は、精神の機能の障害により、業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(国際規制物資の使用に係る変更の届出)

第二条

法第六十一條の五第一項の規定により、変更の届出をしようとする国際規制物資使用者は、その変更をしようとする日の三十日前までに次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の場所

三 変更の内容

四 変更の理由

五 変更に係る使用を開始する日

2 前項の届出は、法第五十七條の七第二項第六号に掲げる事項の変更を伴う場合には、その内容を記載した書類を添付してしなければならない。

3 法第六十一條の五第二項の規定による変更の届出は、その内容を記載した書類を提出することにより行うものとする。

(合併及び分割の認可の申請)
第三条 法第六十一条の五の二第一項の合併又は分割の認可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、当事者が連署(新設分割の場合にあっては、署名)をして、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。
 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
 二 使用の場所
 三 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により国際規制物資を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名
 四 合併又は分割の方法及び条件
 五 合併又は分割の理由
 六 合併又は分割の時期
 七 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 一 合併契約書又は分割契約書(新設分割の場合にあっては、分割計画書)の写し
 二 前項第三号に規定する法人が法第六十一条の四第一号、第二号又は第四号のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 三 その他原子力規制委員会が必要と認める事項を記載した書類
 3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第四条 国際規制物資を使用している者(国際規制物資を使用している製錬事業者(旧製錬事業者等を含む。以下同じ。)、加工事業者(旧加工事業者等を含む。以下同じ。)、試験研究用等原子炉設置者(旧試験研究用等原子炉設置者等を含む。以下同じ。))並びに原子力利用国際規制物資使用者(国際規制物資使用者のうち、原子力利用国際規制物資使用者以外の者をいう。以下同じ。)、国際規制物資を貯蔵している使用済燃料貯蔵事業者(旧使用済燃料貯蔵事業者等を含む。以下同じ。))並びに国際規制物資を廃棄している廃棄事業者(旧廃棄事業者等を含む。以下同じ。))をいう。以下同じ。は、法第六十一条の七の規定により、国際規制物資の使用(使用済燃料貯蔵事業者による国際規制物資の貯蔵及び廃棄事業者による国際規制物資の廃棄を含む。以下同じ。))に關し、工場又は事業所(試験研究用等原子炉設置者)に於ては試験研究用等原子炉、発電用原子炉設置者)に於ては発電用原子炉)ごとに、次の表の区分の欄に掲げる者の区分に応じ、同表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ、同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従って記録し、及び同表の保存期間の欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

(記録)

区分	記録事項	記録すべき場合	保存期間
製錬事業者	一 核原料物質(国際規制物資であるものに限る。以下同じ。))又は核燃料物質(国際規制物資であるものに限る。以下同じ。))の種類別及び相手方別の受渡数量及び受渡しの原因 二 核原料物質又は核燃料物質の種類別の廃棄(工場又は事業所において行われる廃棄を除く。以下この条及び第四条の二の二第一項の表の下欄において同じ。))の数量又は損失(事故損失を除く。以下この条及び第十九項において同じ。))の数量及び理由 三 核原料物質又は核燃料物質の種類別の事故損失の数量及び理由 四 核原料物質又は核燃料物質の種類別の計量における誤差に基づく増減その他の増減の数量及び理由 五 核原料物質又は核燃料物質の種類別の月間の生産量又は消費量 六 核原料物質又は核燃料物質の種類別の在庫量	受渡しの都度 毎月一回 事故損失の都度 毎月一回 第三項に定める場合 毎月一回	十年間 十年間 十年間 十年間 十年間
加工事業者	一 核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因 二 核燃料物質の種類別の受払間差異(払出しに係る相手方から払出量として通知された量と受入に係る核燃料物質計量管理区域において測定された量との差をいう。以下同じ。)) 三 在庫変動を伴わないパッチの組替え(以下「リパッチング」という。))の内容及びリパッチング後のパッチ中の核燃料物質の種類別の量 四 核燃料物質の種類別の実在庫量 五 核燃料物質の種類別の不明物質(帳簿上の在庫量と実在庫量との差をいう。以下同じ。)) 六 燃料要素中の核燃料物質の種類別の量 七 燃料集合体中の核燃料物質の種類別の量 八 核燃料物質の測定をするための機器の校正記録 九 燃料の採取及び分析の記録 十 核燃料物質の月間の加工数量	第三項に定める場合 毎月一回 受払間差異の確認の都度 毎月一回 リパッチングの都度 実在庫の確認の都度 不明物質の確認の都度 燃料要素の被覆の完了の都度 燃料集合体の組立ての完了の都度 校正の都度 採取及び分析の都度 毎月一回	十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間

試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者	使用済燃料貯蔵事業者	再処理事業者
十一 設備（国際規制物資であるものに限る。この表再処理事業者の項第九号を除き、以下同じ。）の種類別及び相手方別の受渡数量及び受渡しの原因 十二 設備の種類別の損失の数量及び理由 十三 設備の種類別の廃棄の数量及び方法 十四 設備の種類別の使用の状況の変化 十五 設備の種類別の在庫量	一 核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因 二 原子炉への燃料体の種類別の挿入量 三 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量 四 使用済燃料の種類別の取出量 五 取り出した使用済燃料の燃焼度 六 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 七 払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから払出しまでの期間 八 核燃料物質の種類別の実在庫量 九 核燃料物質の種類別の不明物質量 十 減速材物質（国際規制物資であるものに限る。以下同じ。）の種類別及び相手方別の受渡数量及び受渡しの原因 十一 減速材物質の種類別の事故損失その他の損失の数量及び理由 十二 減速材物質の種類別の廃棄の数量及び方法 十三 減速材物質の種類別の使用の状況の変化 十四 減速材物質の種類別の在庫量 十五 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度 十六 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量 十七 原子炉（臨界実験装置を除く。）内における燃料体の配置 十八 原子炉（臨界実験装置に限る。）内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置 十九 運転開始、緊急遮断及び運転停止の時刻 二十 設備の種類別及び相手方別の受渡数量及び受渡しの原因 二十一 設備の種類別の損失の数量及び理由 二十二 設備の種類別の廃棄の数量及び方法 二十三 設備の種類別の使用の状況の変化 二十四 設備の種類別の在庫量	一 核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因 二 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量 三 使用済燃料の燃焼度 四 使用済燃料貯蔵施設内における燃料体の配置 五 払い出す使用済燃料の原子炉からの取出しから払出しまでの期間 六 核燃料物質の種類別の実在庫量 七 核燃料物質の種類別の不明物質量 八 核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因 九 核燃料物質の種類別の受払間差異 十 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量 十一 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 十二 核燃料物質の種類別の不明物質量 十三 核燃料物質の種類の不明物質量 十四 核燃料物質の測定をするための機器の校正記録
受渡しของความ度 損失の都度 廃棄の都度 使用の状況の変化の都度 毎年一回	第三項に定める場合 挿入の都度 毎月一回 取出しの都度 取出しの都度又は毎月一回 配置又は配置替えの都度 払出しの都度 実在庫量の確認の都度 不明物質量の確認の都度	在庫変動の都度 受払間差異の確認の都度 リバッチングの都度 配置又は配置替えの都度 実在庫量の確認の都度 不明物質量の確認の都度 校正の都度
十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間	十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 取出後十年間 取出後十年間 取出後十年間	十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間 十年間

<p>廃棄事業者</p>	<p>八 試料の採取及び分析の記録 九 計量管理上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量及び挿入の日時 十 再処理施設の操作開始及び操作停止の時刻 十一 設備の種類別及び相手方別の受渡数量及び受渡しの原因 十二 設備の種類別の損失の数量及び理由 十三 設備の種類別の廃棄の数量及び方法 十四 設備の種類別の使用の状況の変化 十五 設備の種類別の在庫量</p>	<p>採取及び分析の都度 挿入の都度 開始又は停止の都度 受渡しの都度 損失の都度 廃棄の都度 使用の状況の変化の都度 毎年一回</p>
<p>使用者及び原子力利用国際規制物質使用者</p>	<p>一 核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因 二 核燃料物質の種類別の受払間差異 三 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量 四 核燃料物質の種類別の不明物質 五 核燃料物質の種類別の不明物質 六 核燃料物質の測定をするための機器の校正記録 七 試料の採取及び分析の記録 八 国際規制物質（核燃料物質を除く。以下この項において同じ。）の種類別及び相手方別の受渡数量及び受渡しの原因 九 国際規制物質の種類別の損失の数量及び理由 十 国際規制物質の種類別の廃棄の数量及び方法 十一 国際規制物質の種類別の在庫量</p>	<p>在庫変動の都度 受払間差異の確認の都度 リバッチングの都度 実在庫量の確認の都度 不明物質の確認の都度 校正の都度 採取及び分析の都度 受渡しの都度 損失の都度 廃棄の都度 第三項に定める場合 受払間差異の確認の都度 リバッチングの都度 実在庫量の確認の都度 不明物質の確認の都度 校正の都度 採取及び分析の都度 受渡しの都度 損失の都度 廃棄の都度 毎年一回</p>
<p>非原子力利用国際規制物質使用者</p>	<p>一 国際規制物質（核原料物質を除く。以下この項において同じ。）の種類別及び相手方別の受渡数量及び受渡しの原因 二 国際規制物質の種類別の消費、損失、廃棄その他の増減の数量及び理由 三 国際規制物質の種類別の在庫量</p>	<p>受渡しの都度 毎年一回</p>
<p>2 前項に規定する記録事項について直接測定することが困難な場合においては、当該事項を間接的に推定することができる記録をもってその事項の記録に代えることができる。</p> <p>3 第一項の表加工事業者の項第一号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号又は使用者及び原子力利用国際規制物質使用者の項第一号の記録事項を記録すべき場合は、受入れ又は払出しに係る在庫変動及び事故損失に係る在庫変動については毎月一回（当該月において実在庫量の確認を行う場合）は、当該月において当該実在庫量の確認の開始前及び終了後それぞれ一回とする。</p> <p>4 第一項の表加工事業者の項第一号から第四号まで、第六号若しくは第七号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号から第八号まで若しくは第十七号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号から第六号まで、再処理事業者の項第一号から第五号まで、廃棄事業者の項第一号から第四号まで又は使用者及び原子力利用国際規制物質使用者の項第一号から第四号までの記録事項を記録する場合には、バッチ（バッチのほかに、より細分化した単位を核燃料物質の計量及び管理に用いる場合）にあっては、当該単位（以下「単位体」という。）ごとに記載しなければならぬ。</p> <p>5 第一項の表試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号、第三号若しくは第八号、使用済燃料貯蔵事業者の項第一号、第二号若しくは第六号、再処理事業者の項第一号、第三号若しくは第五号、廃棄事業者の項第一号、第三号若しくは第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物質使用者の項第一号、第三号若しくは第四号の記録事項を記録する場合にはウランの量、トリウムの量及びプルトニウムの量を記載するとともに特定核分裂性物質（ウラン二二三、ウラン二三五、プルトニウム二三九及びプルトニウム二四一）の量を併せて、同表加</p>	<p>一 核燃料物質の種類別の在庫変動の量及びその原因 二 核燃料物質の種類別の受払間差異 三 リバッチングの内容及びリバッチング後のバッチ中の核燃料物質の種類別の量 四 核燃料物質の種類別の不明物質 五 核燃料物質の種類別の不明物質 六 核燃料物質の測定をするための機器の校正記録 七 試料の採取及び分析の記録 八 設備の種類別及び相手方別の受渡数量及び受渡しの原因 九 設備の種類別の損失の数量及び理由 十 設備の種類別の廃棄の数量及び方法 十一 設備の種類別の使用の状況の変化 十二 設備の種類別の在庫量</p>	<p>採取及び分析の都度 挿入の都度 開始又は停止の都度 受渡しの都度 損失の都度 廃棄の都度 使用の状況の変化の都度 毎年一回</p>

工事業者の項第一号、第三号、第四号、第六号又は第七号の記録事項を記録する場合にはその核燃料物質に含まれるウランの量、トリウムの量及びプルトニウムの量並びに特定核分裂性物質の量を併せて記載しなければならない。

6 第一項の表加工事業者の項第一号、第四号、第六号若しくは第七号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号若しくは第八号、再処理事業者の項第一号若しくは第五号、廃棄事業者の項第一号若しくは第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号若しくは第四号の記録事項を記録する場合には、在庫変動、実在庫量、加工工程、再処理工程、廃棄物管理に係る処理工程、使用等の状況を説明するために必要な核燃料物質の組成、形状、濃縮度等の事項（同表加工事業者の項第一号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第一号、廃棄事業者の項第一号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号の記録事項を記録する場合であつて当該在庫変動が事故損失によるものであるときは当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のために採った措置に関する事項を、同表加工事業者の項第四号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第八号、使用済燃料貯蔵事業者の項第六号、廃棄事業者の項第四号又は使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第四号の記録事項を記録する場合にあつては実在庫量の確認のために採った手続並びに当該在庫変動が事故損失によるものであるときは当該事故損失の原因及び当該事故損失に係る在庫変動の量等の確認のために採った措置に関する事項を、同項第五号の記録事項を記録する場合にあつては核燃料物質を含む溶液の体積及び密度等並びに実在庫量の確認のために採った手続に関する事項を含む。）であつて、国際約束に基づき保障措置その他の規制の円滑な適用に資するために必要なものを併せて記載しなければならない。

7 既に記録された第一項の表加工事業者の項第一号から第十号まで、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第十号から第十四号まで、再処理事業者の項第一号から第八号まで、廃棄事業者の項、使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第一号から第七号まで若しくは非原子力利用国際規制物資使用者の項の記録事項又は加工事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者若しくは原子力利用国際規制物資使用者に係る前二項の記載事項について、核燃料物質又は減速材物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、修正の内容及びその理由を明らかにして修正しなければならない。

8 第一項の表の記録事項（加工事業者の項第八号、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者の項第五号から第七号まで、第十五号から第十七号まで及び第十九号、使用済燃料貯蔵事業者の項第三号から第五号まで、再処理事業者の項第四号、第七号及び第十号、廃棄事業者の項第六号並びに使用者及び原子力利用国際規制物資使用者の項第六号を除く。）については、国際規制物資の供給当事国に関する事項を併せて記載しなければならない。

（電磁的方法による保存）

第四条の二 法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の記録事項の欄に掲げる事項について、それぞれ同表の記録すべき場合の欄に掲げるところに従つて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第四条の二十一第一項及び第十条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の欄に掲げる期間保存しておくなければならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（計量管理規定）

第四条の二の二 法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

区分	事項
核燃料物質の使用（使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。）を行う場合（非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。）	<p>一 核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>二 核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。</p> <p>三 主要測定点の設定及び当該主要測定点に付する符号に関すること。</p> <p>四 核燃料物質をバッチに区分する方法及び当該方法により区分したバッチの符号の付し方に関すること。</p> <p>五 バッチに区分した核燃料物質の組成、形状等を表す略号に関すること。</p> <p>六 核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。</p> <p>七 前号に掲げる場合のほか、核的生成、核的損耗、事故損失等により核燃料物質が増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。</p> <p>八 実在庫量の確認の方法に関すること。</p> <p>九 主要測定点における核燃料物質の測定の方法及び測定をするための機器の管理に関すること。</p> <p>十 核燃料物質の在庫変動量、受払間差異、リバッチングの量、実在庫量、不明物質量又は試料の採取及び分析に係る量を種類別に記録する場合の供給当事国に関する事項を記載する方法に関すること。</p> <p>十一 核燃料物質を混合するものほか、核燃料物質の計量及び管理に関する記録の方法に関すること。</p> <p>十二 前二号に定めるものほか、核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること。</p> <p>十三 その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項</p>

非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合

国際規制物資（核燃料物質を除く。以下この表において同じ。）の使用を行う場合

	<p>一 核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>二 核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。</p> <p>三 核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。</p> <p>四 前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により核燃料物質が増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。</p> <p>五 核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること。</p> <p>六 その他核燃料物質の計量及び管理に關し必要な事項</p>
	<p>一 国際規制物資の計量及び管理を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>二 国際規制物資計量管理区域の設定及び当該国際規制物資計量管理区域に付する符号に関すること。</p> <p>三 設備を同定する方法及び当該方法により同定した設備の符号の付し方に関すること。</p> <p>四 国際規制物資の国際規制物資計量管理区域への受入れ、国際規制物資計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。</p> <p>五 前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により国際規制物資が増加又は減少が生じた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。</p> <p>六 国際規制物資の計量及び管理に関する記録に関すること。</p> <p>七 その他国際規制物資の計量及び管理に關し必要な事項</p>

(保障措置検査)

第四条の二の三 次条から第四条の二の九までに定めるもののほか、法第六十一条の八の二第二項に規定する保障措置検査は、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は原子力利用国際規制物資使用者（以下「加工事業者等」という。）について、核燃料物質計量管理区域ごとに行うものとし、その種類は、次に掲げるとおりとする。

一 実在庫検査 加工事業者等が核燃料物質計量管理区域ごとに実在庫量の確認を行う場合において、これと同時に計量検査

二 中間在庫検査 加工事業者等が前回の実在庫検査を受けた日（実在庫検査を受けたことのない核燃料物質計量管理区域にあっては、当該核燃料物質計量管理区域に核燃料物質を受け入れた日。次項において同じ。）から次回の実在庫検査を受ける日までの間において、原子力規制委員会が適当と認める日に行う検査

三 受払検査 加工事業者等が燃料体又は実効値が一以上のプルトニウム、ウラン若しくはトリウム若しくはその化合物（以下「燃料体等」という。）を核燃料物質計量管理区域に受け入れ、又は核燃料物質計量管理区域から払い出す場合において、原子力規制委員会が適当と認める日に行う検査

2 原子力規制委員会は、次の各号に掲げる核燃料物質の区分に応じ、加工事業者等が前回の実在庫検査を受けた日又は前回の中間在庫検査を受けた日から当該各号に定める期間を超えない範囲内において、次回の中間在庫検査を行うものとする。ただし、保障措置協定に基づく保障措置を実施するため適当と認める場合は、この限りでない。

一 八キログラム以上の照射されていないプルトニウム 一月

二 八キログラム以上の照射されていないウラン二二三 一月

三 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物であつて、ウラン二三五の量が二十五キログラム以上のもの（照射されていないものに限る。） 一月

四 前三号に掲げる核燃料物質を照射したのもの 三月

五 八キログラム未満のプルトニウム 一年

六 八キログラム未満のウラン二二三 一年

七 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物であつて、ウラン二三五の量が二十五キログラム未満のもの 一年

八 トリウム又はウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十に達しないウラン 一年

3 原子力規制委員会が第一項の保障措置検査に当たつて行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

一 立入り（事務所又は工場若しくは事業所への立入りをいう。以下同じ。）

二 帳簿検査（保障措置協定に基づく保障措置の実施に密接な関連を有する施設に係るものを含む。）

三 員数検査（受け入れ、又は払い出す燃料体等について、記録等において記載された所在場所における員数の確認に関する検査を含む。）

四 機器検査

五 非破壊検査

六 試料提出

七 封印監視

4 第一項の規定にかかわらず、原子力規制委員会は、試験研究用等原子炉施設であつて、次の各号のいずれかに該当する核燃料物質を取り扱うものについては、中間在庫検査を免除することができる。

- 一 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物であつて、ウラン二三五の量が二十五キログラム未満のもの
- 二 ウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十に達しないウラン並びにその化合物であつて、ウラン二三五の量が七十五キログラム未満のもの

第四条の二の四 加工事業者は、濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設を使用している場合には、当該加工施設の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として（原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。当該限度を超える場合にあつては、保障措置検査の回数は、おおむね年平均十三回を超えないものとする。

2 使用者は、前項に規定する加工施設と密接な関連を有する使用施設等（実効値の合計が一以上のウラン及びその化合物を取り扱うものに限る。）を使用している場合には、当該使用施設等の核燃料物質計量管理区域において、年十三回を限度として原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。

3 前二項の保障措置検査に当たつて行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 立入り
- 二 濃縮度が許可を受けた範囲を超えるような施設の構造となつていないことを確認すること。
- 三 非破壊検査
- 四 試料提出
- 五 封印監視

第四条の二の五 加工事業者（特定燃料体、燃料体であつて臨界実験装置で使用されるものうちプルトニウムを含むもの（使用済燃料を除く。）又はウラン二三五のウラン二三五及びウラン二三八に対する比率が百分の二十以上のウラン並びにその化合物を含む燃料体（以下「特定燃料体等」という。）に係る加工施設に係るものを除く。）、試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、加工事業者の保障措置検査の受検（濃縮施設及びその関連施設から構成される加工施設並びに特定燃料体等に係る加工施設に係るものを除く。）と同時に、原子力規制委員会の指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

2 前項の保障措置検査に当たつて行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 立入り
- 二 帳簿検査
- 三 員数検査
- 四 非破壊検査
- 五 封印監視

第四条の二の六 発電用原子炉設置者は、特定燃料体以外の燃料体のみを燃料として使用する実用発電用原子炉を使用している場合には、原子炉格納容器を開こうとするとき及び原子炉格納容器を開じたときに、当該発電用原子炉施設の核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

2 前項の保障措置検査に当たつて行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 立入り
- 二 帳簿検査
- 三 員数検査
- 四 非破壊検査
- 五 試料提出
- 六 封印監視

3 第一項の保障措置検査を受けたときは、第四条の二の三第一項第一号に掲げる實在庫検査を受けたものとみなす。

第四条の二の七 再処理事業者は、再処理設備本体を使用している場合には、当該設備を使用している期間にわたり継続して、当該再処理設備本体を使用している再処理施設の核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

2 前項の保障措置検査に当たつて行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 立入り
- 二 再処理施設の各工程における核燃料物質の数量及び状況を確認すること。
- 三 使用している再処理施設の操作状況を確認すること。
- 四 非破壊検査
- 五 試料提出
- 六 封印監視

第四条の二の八 次の表の第一欄に掲げる事業者は、原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置の適用上必要と認める場合には、第二欄に掲げる事業者の第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域が中間在庫検査を受け得る期間に、第四欄に掲げる施設の原子力規制委員会が指定する核燃料物質計量管理区域において保障措置検査を受けなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
再処理事業者	使用者	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等	再処理施設
使用者	再処理事業者	再処理施設	再処理施設と密接な関連を有する使用施設等

2 前項の保障措置検査に当たつて行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 立入り
- 二 帳簿検査
- 三 員数検査
- 四 機器検査
- 五 非破壊検査
- 六 試料提出
- 七 封印監視

3 第一項の表の第一欄に掲げる事業者が第四欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、同項の保障措置検査を受けたとき、原子力規制委員会が適当と認める場合には、第二欄に掲げる事業者は第三欄に掲げる施設の核燃料物質計量管理区域において、当該期間に受けるべき中間在庫検査を受けたものとみなす。

第四条の九 特定原子力事業者等は、特定原子力施設が存在するサイトにおいて、年六回を限度として（原子力規制委員会が保障措置協定に基づく保障措置を実施するため必要と認める場合は、当該限度を超えて）原子力規制委員会が適当と認める日に行う保障措置検査を受けなければならない。当該限度を超える場合にあつては、保障措置検査の回数はおおむね年平均六回を超えないものとする。

2 前項の保障措置検査に当たつて行うことができる事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 立入り
- 二 非破壊検査
- 三 試料提出
- 四 封印監視

（国際特定活動の届出）

第四条の十 法第六十一条の九の四第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める概要は、次のとおりとする。

一 国際特定活動の規模（国際特定活動を行うことにより一年間に生産することができる資材又は設備（追加議定書附属書 I（XV）に規定するホットセルを含む。次号及び第七条第三十五項において同じ。）の数量を含むものでなければならない。）

二 国際特定活動を行うことにより生産することができる資材又は設備の品質及び用途

三 国際特定活動が行われる場所であつて追加議定書第七条に規定する管理されたアクセスによる可能性がある場所

第三章 指定情報処理機関

（解析の方法）

第四条の三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第五十七条第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、工場又は事業所において不明物質が発生した場合において当該工場又は事業所に係る核燃料物質が平和の目的以外に利用されていないことを確認することに資するために行う解析の方法であつて、原子力規制委員会が指定するものとする。

（指定の申請）

第四条の四 法第六十一条の十一の規定により情報処理業務を行う者としての指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 情報処理業務を行う事業所の名称及び所在地
- 三 行おうとする情報処理業務の内容

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書
- 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 次に掲げる事項を記載した書面
 - イ 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあつては社員の氏名又は名称
 - ロ 情報処理業務を実施する主たる技術者の数及び経歴
 - ハ 情報処理業務の実施に使用する電子計算機等の設備の概要、所在場所及び所有又は借入れの別
 - ニ 国際約束に基づく保障措置に係る情報処理の技術その他の技術の研究及び開発の実績
 - ホ 情報処理業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要

（業務規定）

第四条の五 法第六十一条の十六第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 情報処理業務を実施する者の配置に関すること。
- 二 情報処理業務を実施する場合に使用する設備に関すること。
- 三 受託した情報処理業務に関する結果の報告に関すること。

四 情報処理業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関すること。

五 その他情報処理業務に関し必要な事項

2 指定情報処理機関は、法第六十一条の十六第一項の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる事項について業務規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(事業計画等の認可の申請)

第四条の六 指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、事業計画書及び収支予算書を添付した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 指定情報処理機関は、法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 変更の内容
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(業務の休廃止の許可の申請)

第四条の七 指定情報処理機関は、法第六十一条の二十の規定により情報処理業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 休止又は廃止しようとする情報処理業務の範囲又は内容
- 三 休止又は廃止の年月日
- 四 休止の期間
- 五 休止又は廃止の理由

第四章 指定保障措置検査等実施機関

(指定保障措置検査等実施機関に行わせる保障措置検査等実施業務の範囲)

第四条の八 原子力規制委員会は、法第六十一条の二十三の二の規定により、保障措置検査等実施業務のうち保障措置検査が行われる工場又は事業所において使用されている国際規制物資の種類、数量又はその使用の態様その他の事由により自ら保障措置検査等実施業務を行う必要があると認めたものを除き、指定保障措置検査等実施機関に行わせることができる。

(指定の申請)

第四条の九 法第六十一条の二十三の三第二項の原子力規制委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定款及び登記事項証明書
 - 二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度における財産目録、貸借対照表、事業報告書及び収支決算書
 - 三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
 - 四 次に掲げる事項を記載した書面
 - イ 役員の氏名及び略歴並びに一般社団法人にあっては社員の氏名又は名称
 - ロ 保障措置検査員の氏名及び略歴
 - ハ 試料試験(法第六十一条の二十三の二第二号に規定する試料の試験をいう。以下同じ。)を実施する主たる技術者の数及び経歴
 - ニ 保障措置検査等実施業務を適確に遂行するに足りる技術的能力があることの説明
 - ホ 保障措置検査等実施業務以外の業務を行っている場合には、当該業務の種類及び概要
- 2 法第六十一条の二十三の三第二項第三号の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。
- 一 行おうとする保障措置検査等実施業務の内容
 - 二 保障措置検査等実施業務を開始しようとする年月日

(保障措置検査員の条件)

第四条の十 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める条件は、次の各号の一に該当する者であることとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学、短期大学若しくは高等専門学校(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。第三号において同じ。)において理科系統の学科を修めて卒業した者であつて、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等(保障措置検査、法第六十一条第一項の規定による立入検査(保障措置検査又は追加議定書に基づく保障措置の実施のために行うものに限る。)及び同条第四項の規定による立入検査をいう。次号において同じ。)の実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

二 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。次号において同じ。)又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、国際規制物資の計量及び管理の実務又は保障措置検査等の実務に通算して五年以上従事した経験を有するもの

三 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、原子力規制委員会が定める研修を修了したもの

四 前三号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有していると原子力規制委員会が認めた者
(保障措置検査員の数)

第四条の十一 法第六十一条の二十三の四第一号の原子力規制委員会規則で定める数は、十二名とする。

(名称等の変更の届出)

第四条の十二 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の六の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は保障措置検査等実施業務を行う事業所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(実施指示書)

第四条の十三 法第六十一条の二十三の七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保障措置検査を実施する保障措置検査員の数
- 二 実施すべき保障措置検査の内容(法第六十一条の八の二第二項第三号の規定により提出させるべき試料の種類及び数量並びに同項第四号の規定によりされるべき封印又は取り付けられるべき装置の対象物及び位置を特定する事項を含む)
- 三 実施指示書に記載のない事項について対処する必要があるときに保障措置検査員がとるべき措置

(通知)

第四条の十四 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の七第四項の規定による通知をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した通知書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地
- 三 保障措置検査を行った年月日
- 四 保障措置検査を行った場所
- 五 保障措置検査員の氏名
- 六 保障措置検査の結果

(業務規定の認可の申請)

第四条の十五 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項前段の規定により業務規定の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該業務規定を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の八第一項後段の規定により業務規定の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 変更の内容
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(業務規定)

第四条の十六 法第六十一条の二十三の八第二項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保障措置検査等実施業務を行う事業所の名称及びその事業所が行う保障措置検査等実施業務の内容
- 二 保障措置検査員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 三 試料試験を実施する者の配置に関する事項
- 四 保障措置検査の実施の方法に関する事項
- 五 試料試験及び法第六十一条の二十三の二第二号に規定する記録の確認(以下「試料試験等」という。)の方法に関する事項
- 六 法第六十一条の二十三の二第三号の業務の実施の方法に関する事項
- 七 保障措置検査等実施業務の結果の報告に関する事項
- 八 保障措置検査等実施業務の実施に係る帳簿及び書類の保存に関する事項
- 九 その他保障措置検査等実施業務に関し必要な事項

(事業計画等の認可の申請)

第四条の十七 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に当該事業計画書及び収支予算書を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 変更の内容
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

(役員を選任及び解任等)

第四条の十八 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第一項の規定により役員を選任又は解任の認可を受けようとするときは、選任又は解任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書に選任又は解任の理由を記載した書類を添えて、これを原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十一第二項の規定により保障措置検査員の選任の認可を受けようとするときは、選任しようとする者の氏名及び略歴を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

(業務の休廃止の許可の申請)

第四条の十九 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十五の規定により保障措置検査等実施業務の休止又は廃止の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 休止又は廃止しようとする保障措置検査等実施業務の範囲又は内容
- 三 休止又は廃止の年月日
- 四 休止の期間
- 五 休止又は廃止の理由

(帳簿)

第四条の二十 法第六十一条の二十三の十七第一項の原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 保障措置検査を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 二 保障措置検査の対象となった事務所又は工場若しくは事業所の名称及び所在地
- 三 実施指示書を交付された年月日
- 四 保障措置検査を行った年月日
- 五 保障措置検査を行った場所
- 六 保障措置検査員の氏名
- 七 保障措置検査の内容
- 八 保障措置検査の結果
- 九 その他保障措置検査に関し必要な事項
- 十 試料試験等を行った試料又は記録を特定する事項
- 十一 試料試験等を行った年月日
- 十二 試料試験等を行った事業所
- 十三 試料試験等を行った者の氏名
- 十四 試料試験等の方法
- 十五 試料試験等の結果
- 十六 その他試料試験等に関し必要な事項

2 法第六十一条の二十三の十七第一項の帳簿は、十年間保存するものとする。

(電磁的方法による保存)

第四条の二十一 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第六十一条の二十三の十七第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(業務の引継ぎ等)

第四条の二十二 指定保障措置検査等実施機関は、法第六十一条の二十三の十八第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 保障措置検査の業務を原子力規制委員会に引き継ぐこと。
- 二 保障措置検査の業務に関する帳簿及び書類を原子力規制委員会に引き継ぐこと。
- 三 その他原子力規制委員会が必要と認める事項

(報告)
 第四十二条の二十三 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査員を解任したときは、遅滞なく、解任した保障措置検査員の氏名及び解任の理由を記載した報告書により、原子力規制委員会に報告しなければならない。

(経理原則)
 第四十二条の二十四 指定保障措置検査等実施機関は、その業務の財政状態を明らかにするため、財産の増減及び異動をその発生の実態に基づいて経理しなければならない。

(区分経理の方法)
 第四十二条の二十五 指定保障措置検査等実施機関は、保障措置検査等実施業務に係る経理については、特別の勘定を設け、当該業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

(収支予算)
 第四十二条の二十六 法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第一項の収支予算は、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

(予備費等)

第四十二条の二十七 指定保障措置検査等実施機関は、予見することができない理由による支出予算の不足を補うため、収支予算に予備費を設けることができる。

2 指定保障措置検査等実施機関は、支出予算については、収支予算に定める目的の外に使用してはならない。ただし、予算の実施上適当かつ必要であるときは、第四条の二十六の規定による区分にかかわらず、相互流用することができる。

3 指定保障措置検査等実施機関は、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、原子力規制委員会の承認を受けなければ、それらの経費の間又は他の経費との間に相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。

4 指定保障措置検査等実施機関は、前項の規定により予算の流用又は予備費の使用について原子力規制委員会の承認を受けようとするときは、流用又は使用の理由、金額及び積算の基礎を明らかにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。

(予算の繰越し)

第四十二条の二十八 指定保障措置検査等実施機関は、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらないものについて、予算の実施上必要があるときは、これを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、原子力規制委員会が指定する経費の金額については、あらかじめ、原子力規制委員会の承認を受けなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、前項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、当該事業年度未までに、事項ごとに繰越しを必要とする理由及び金額を明らかにした書類を原子力規制委員会に提出して申請しなければならない。

3 指定保障措置検査等実施機関は、第一項の規定により第四条の二十五の勘定に係る繰越しをしたときは、翌事業年度の五月三十一日までに、繰越し計算書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

4 前項の繰越し計算書は、支出予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 繰越しに係る経費の予算現額
- 二 前号の予算現額のうち支出決定済額
- 三 第一号の予算現額のうち翌事業年度への繰越額
- 四 第一号の予算現額のうち不用額

(収支決算書)

第四十二条の二十九 法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する法第六十一条の十七第二項の収支決算書は、収支予算と同一の区分により作成し、かつ、これに次に掲げる事項を示さなければならない。

- 一 収入
 - イ 収入予算額
 - ロ 収入決定済額
 - ハ 収入予算額と収入決定済額の差額
- 二 支出
 - イ 支出予算額
 - ロ 前事業年度からの繰越額
 - ハ 予備費の使用の金額及びその理由
 - ニ 流用の金額及びその理由
 - ホ 支出予算の現額
 - ヘ 支出決定済額
 - ト 翌事業年度への繰越額
 - チ 不用額

(会計規程)

第四十条の三十 指定保障措置検査等実施機関は、その財務及び会計に関し、法及びこの規則で定めるもののほか、会計規程を定めなければならない。

2 指定保障措置検査等実施機関は、前項の会計規程を定めようとするときは、その基本的事項について原子力規制委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第五章 雑則

(使用の廃止等の届出)

第五十条 法第六十一条の九の二第一項の規定により、国際規制物資使用者は、国際規制物資の全ての使用を廃止したときは、その廃止の日から三十日以内に次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 廃止に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 使用の許可の年月日

四 廃止の年月日

五 廃止の理由

2 法第六十一条の九の二第三項の規定により、国際規制物資使用者が解散し、又は死亡した場合において、法第六十一条の五の二第一項又は法第六十一条の五の三第一項の規定による承継がなかつたときは、その清算人若しくは破産管財人又は相続人に代わつて相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 解散又は死亡に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資使用者が解散し又は死亡した年月日

四 解散の理由

(使用の廃止等に伴う措置)

第五十条の二 旧国際規制物資使用者等(国際規制物資である核原料物質を使用する者を除く。)は、法第六十一条の九の三第一項の規定により、国際規制物資を譲り渡し、又は廃棄しなければならない。

2 前項に規定する措置は、国際規制物資使用者としての許可を取り消された日、国際規制物資の全ての使用を廃止した日又は国際規制物資使用者が解散し、若しくは死亡した日からそれぞれ三十日以内になければならない。

(国際特定活動の終了等の届出)

第六十条 法第六十一条の九の四第四項の規定により、国際特定活動実施者は、当該届出に係る全ての国際特定活動を終えたときは、当該国際特定活動を終えた日から三十日以内に次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 当該国際特定活動に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 当該国際特定活動の届出の年月日

四 当該国際特定活動を終えた年月日

五 当該国際特定活動を終えた理由

2 法第六十一条の九の四第五項の規定により、国際特定活動実施者が解散し、又は死亡したときは、その清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者若しくは分割により国際特定活動に係る事業を承継した法人の代表者又は相続人若しくは相続人に代わつて相続財産を管理する者は、解散又は死亡の日から三十日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 解散又は死亡に係る工場又は事業所の名称及び所在地

三 国際規制物資使用者又は国際特定活動実施者が解散し又は死亡した年月日

四 解散の理由

(報告の徴収)

第七十条 製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質を受け入れ、又は払い出したときは、それぞれ別記様式第一又は別記様式第二による報告書を工場又は事業所ごとに作成し、その受入れ又は払出しが行われた日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

2 製錬事業者は、核原料物質又は核燃料物質の管理に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第三による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 製錬事業者は、核原料物質若しくは核燃料物質を次の各号に定める数量のいずれかを超えて受け入れ、若しくは払い出したとき又は核原料物質若しくは核燃料物質の毎月一日からの損失の数量を合計した数量が次の各号に定める数量のいずれかの百分の二を超えたときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。

- 一 濃縮度が天然の混合率以下で千分の五を超えるウランにあっては、十トン
- 二 濃縮度が千分の五以下であるウランにあっては、二十トン
- 三 トリウムにあっては、二十トン
- 4 加工事業者等は、在庫変動（核的生成又は核的損耗によるものを除く。以下この項において同じ。）が生じたとき、受払間差異を確認したとき又はリパッチングを行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、それぞれ在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリパッチングを行った日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 5 前項の場合において、加工事業者等は、当該核燃料物質の供給当事国ごとの数量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、パッチごとに記録している場合には別記様式第五による報告書、その他の方法により記録している場合には別記様式第六による報告書を作成し、当該在庫変動が生じた日、受払間差異を確認した日又はリパッチングを行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 6 加工事業者等（試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。）は、核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳に変更が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第六による報告書を作成し、当該混合を行った日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 7 試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者は、特定燃料体を原子炉（臨界実験装置を除く。）へ挿入したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第七による報告書を作成し、当該挿入の日の属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 8 試験研究用等原子炉設置者又は発電用原子炉設置者は、使用済燃料を取り出したとき又は払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該取出し又は払出しの日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 9 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料を払い出したときは、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗について、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第四による報告書を作成し、当該取出し又は払出しの日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 10 前二項の場合において、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者は、当該使用済燃料に係る核的生成及び核的損耗についての供給当事国ごとの数量に関し、別記様式第五による報告書を作成し、当該取出しの日、属する月の末日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 11 加工事業者等は、實在庫量の確認を行ったときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第八及び別記様式第九による報告書を作成し、實在庫量の確認を終了した日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 12 前項の場合において、加工事業者等は、供給当事国ごとの實在庫量に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、パッチごとに記録している場合には別記様式第十による報告書、その他の方法により記録している場合には別記様式第十一による報告書を作成し、實在庫量の確認を終了した日から一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 13 加工事業者等（試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者及び使用済燃料貯蔵事業者を除く。）は、既に提出した第四項から第六項まで、第十一項又は前項の報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 14 加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者（実効値の合計が一年以上のプルトニウム、ウラン又はトリウム及びその化合物を取り扱う者に限る。）は、（サイト）ごとに、操業の計画に関し、別記様式第十二による報告書を毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の初日の二月前までに（新たに加工の事業の許可、試験研究用等原子炉の設置の許可、発電用原子炉の設置の許可、使用済燃料の貯蔵の事業の許可、再処理の事業の指定、廃棄の事業の許可又は使用の許可（この項及び次項において「許可又は指定」という。）を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあっては、当該許可又は指定を受けた後速やかに）、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 15 加工事業者等（原子力利用国際規制物質使用者を除く。次項において同じ。）は、核燃料物質の受払いに関する計画及び實在庫量の確認の実施に関する計画に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第十三による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の開始前に（新たに許可又は指定を受けた者が当該許可又は指定を受けた後最初に提出すべき報告書にあっては、当該許可又は指定を受けた後速やかに）、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 16 加工事業者等は、前項の報告書の記載事項に変更があったときは、別記様式第十三による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 17 前二項の規定は、使用する核燃料物質の実効値の合計が百分の一に達しない使用者については、適用しない。
- 18 国際規制物質を使用している者（旧国際規制物質使用者等及び国際規制物質を廃棄している廃棄事業者を除く。）は、核燃料物質を輸入し、又は輸出する場合は、工場又は事業所ごとに、別記様式第十四による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 19 加工事業者又は再処理事業者は、法第十三条第一項若しくは法第十六条第一項の規定により受けた許可又は法第四十四条第一項の規定により受けた指定若しくは法第四十四条の四第一項の規定により受けた許可に係る申請書に記載された核燃料物質収支図に加工又は再処理の各工程ごとに表示された核燃料物質の損失の数値（当該許可又は指定の際に付された条件により修正された場合）にあっては、修正後の数値）の合計を超えて核燃料物質の損失が発生したときは、遅滞なく、その旨を原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 20 核原料物質を廃棄している廃棄事業者又は国際規制物質使用者（法第六十一条の三第一項に基づき核原料物質の使用の許可を受けた者に限る。）は、当該核原料物質の管理に関し、国際規制物質計量管理区域ごとに、別記様式第十五による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 21 非原子力利用国際規制物質使用者（法第六十一条の三第一項に基づき核燃料物質の使用の許可を受けた者に限る。第三十一項及び第三十二項において同じ。）は、当該核燃料物質の管理に関し、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第十六による報告書を、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、それぞれ当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 22 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項に基づき減速材物質の使用の許可を受けた者に限る。次項から第二十五項までにおいて同じ。）は、減速材物質の受入れ又は払出しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十七による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 23 減速材物質を使用している試験研究用等原子炉設置者若しくは発電用原子炉設置者、減速材物質を廃棄している廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、毎年十二月三十一日における減速材物質の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第十八による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 24 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、既に提出した第二十二項又は前項の報告書について、減速材物質の測定精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 25 試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者は、減速材物質を受け入れ、又は払い出す場合には、工場又は事業所ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 26 加工事業者等又は非原子力利用国際規制物資使用者（法第六十一条の三第一項に基づき設備の使用の許可を受けた者に限る。次項及び第二十八項において同じ。）は、設備の受入れ又は払出しによる増減等により在庫の状況に変化が生じたときは、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第二十による報告書を作成し、当該在庫の状況に変化が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 27 設備を使用している加工事業者等（設備を廃棄している廃棄事業者を含む。）又は非原子力利用国際規制物資使用者は、毎年十二月三十一日における設備の在庫の状況について、国際規制物資計量管理区域ごとに、別記様式第二十一による報告書を作成し、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 28 加工事業者等又は非原子力利用国際規制物資使用者は、設備を受け入れ、又は払い出す場合には、工場又は事業所ごとに、別記様式第十九による報告書を作成し、あらかじめ、原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 29 国際規制物資を使用している者は、核燃料物質の事故損失（国際約束に基づく保障措置の運用上支障のない軽微なものを除く。）が生じたとき又は法第六十一条の八の二第二項第四号若しくは法第六十八条第十項から第十三項までの規定によりされた封印（紙製のものを除く。）若しくは取り付けられた装置が正当な理由なく取り外され若しくは毀損されていることを発見したときは、その旨を直ちに、その状況、その原因及びそれに対して採った措置を三十日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- 30 非原子力利用国際規制物資使用者は、核燃料物質の事故増加が生じたときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十二による報告書を作成し、当該事故増加が生じた日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 31 非原子力利用国際規制物資使用者（旧国際規制物資使用者等を除く。次項において同じ。）は、核燃料物質を輸入し、又は輸出したときは、核燃料物質計量管理区域ごとに、別記様式第二十三による報告書を作成し、輸入又は輸出を実施した日の属する月の末日から十五日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 32 非原子力利用国際規制物資使用者は、既に提出した前項の報告書について、核燃料物質の測定の精度の向上等により、より正確な数値が得られたときは、提出した報告書と同一の様式による報告書を作成し、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 33 製錬事業者は、製錬の事業の実施に関し、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十四による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 34 加工事業者等は、毎年十二月三十一日におけるサイトの状況に関し、サイトごとに、別記様式第二十五による報告書を作成し、当該サイト内の建物の配置を示す図面を添えて、当該期日の後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 35 国際特定活動実施者は、国際特定活動を行うことにより生産した資材又は設備の数量について、工場又は事業所ごとに、別記様式第二十六による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 36 ウラン鉱山においてウラン鉱の探鉱、採鉱及び選鉱を行っている者は、その実施に関し、ウラン鉱山ごとに、別記様式第二十七による報告書を毎年一月一日から十二月三十一日までの期間について作成し、当該期間の経過後一月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 37 第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで、第三十項から前項までの報告書の提出部数は、正本及び副本各一通とする。
- （身分を示す証明書）
- 第八条 法第六十一条の八の二第三項又は法第六十八条第五項及び法第六十一条の二十三第二項（法第六十一条の二十三の二十の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の身分を示す証明書は、それぞれ別記様式第二十八及び別記様式第二十九とする。
- （封印又は装置の取付けの通報）
- 第九条 原子力規制委員会は、法第六十八条第十項の規定により国際規制物資を使用している者の工場又は事業所内において封印をさせ、又は装置を取り付けさせようとするときは、あらかじめ、封印又は装置の取付けの予定時期、箇所等をその者に通報するものとする。
- （電磁的記録媒体による手続）
- 第十条 第七條第一項、第二項、第四項から第十六項まで、第十八項、第二十項から第二十八項まで及び第三十項から第三十六項までの報告書の提出については、当該報告書の提出に代えて、当該報告書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電磁的方法で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第三十の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
- （指定情報処理機関等の名称等）
- 第十一条 次の表の上欄に掲げる原子力規制委員会が指定する指定情報処理機関又は指定保障措置検査等実施機関の名称及び行うことができる業務の範囲は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

指定情報処理機関	公益財団法人核物質管理セン	法第六十一条の十に規定する情報処理業務
指定保障措置検査等実施機関	公益財団法人核物質管理センター タ-	法第六十一条の二十三の二に規定する保障措置検査等実施業務（保障措置検査が行われる工場又は事業所において使用されている国際規制物資の種類、数量又はその使用の態様その他の事由により原子力規制委員会が自ら保障措置検査等実施業務を行う必要があると認められたものを除く。）

附則抄

1 この府令は、昭和三十六年九月三十日から施行する。

附則（昭和四二年二月二〇日総理府令第七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年八月一日総理府令第三七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年九月二八日総理府令第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。ただし、附則第二条から第六条までの規定は、昭和四十二年十月二日から施行する。

附則（昭和四三年七月二〇日総理府令第四七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年三月一日総理府令第七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年九月二四日総理府令第三四号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五二年一月二九日総理府令第四四号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第八十号）の施行の日（昭和五十二年十二月二日）から施行する。

附則（昭和五三年一月三〇日総理府令第一号）抄

(施行期日)

第一条 この府令は、昭和五十三年二月一日から施行する。

附則（昭和五三年二月二八日総理府令第五四号）

1 この府令は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（昭和五十四年一月四日）から施行する。

2 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部を改正する命令（昭和五十三年総理府・通商産業省令第五号）による改正前の核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十一年総理府・通商産業省令第一号）、核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和五十三年総理府令第四十九号）による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十二年総理府令第八十三号）、使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和五十三年総理府令第五十二号）による改正前の使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）又は核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する総理府令（昭和五十三年総理府令第五十三号）による改正前の核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十三年総理府令第八十四号）の規定によりされた報告のうち、改正後の国際規制物資の使用に関する規則（以下「新規規則」という。）中に当該報告に係る規定に相当する規定があるものについては、新規規則の当該規定によりされた報告とみなす。

3 使用する核燃料物質の実効値の合計が一に達しない使用者は、受入れ若しくは払出し、保管廃棄以外の廃棄又は事故損失による在庫変動以外の在庫変動については、新規規則第七條第六項の規定にかかわらず、当分の間、毎年一月一日から六月三十日までの期間及び七月一日から十二月三十一日までの期間について新規規則別記様式第七による報告書を作成し、それぞれ当該期間の経過後十日以内長官に提出することができる。

附則（昭和五五年一〇月二四日総理府令第五二号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第四十三号）の施行の日（昭和五十五年十一月十四日）から施行する。

附則（昭和六一年一月二六日総理府令第六四号）

この府令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年九月二八日総理府令第四四号）

この府令は、公布の日から施行する。

第一条 この府令は、昭和六十三年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十五条に規定する種類及び数量の核燃料物質のみを使用する者を除く。）は、昭

和六十三年十二月三十一日までの間は、同項の規定による計量管理規定の変更の認可を受けないでも、この府令による改正前の国際規制物資の使用に関する規則（以下「旧規則」という。）第四条の二第一項の規定により科学技術庁長官に提出した申請書に記載した計量管理規定に従って引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に法第六十一条の八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可の申請をした場合において、認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 この府令の施行の際現に法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者（令第十五条に規定する種類及び数量の核燃料物質のみを使用する者に限る。）は、昭和六十四年九月三十日までの間は、同項の規定による計量管理規定の変更の認可を受けないでも、旧規則第四条の二第一項の規定により科学技術庁長官に提出した申請書に記載した計量管理規定に従って引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に法第六十一条の八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可の申請をした場合において、認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

3 この府令による改正後の国際規制物資の使用に関する規則第七条の規定は、この府令の施行の日以後に発生する事実に関する報告について適用し、同日前に発生した事実に関する報告については、なお従前の例による。

附 則（平成元年七月三日総理府令第四五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成七年三月二三日総理府令第三号）

（施行期日）

第一条 この府令は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この府令による改正後の国際規制物資の使用に関する規則（以下「新規則」という。）別記様式第四から様式第十一まで（新規則第七条第十二項の規定による報告に係るものを除く）、様式第十六（新規則第七条第二十二項の規定による報告に係るものを除く。）及び様式第十九は、この府令の施行の日以後に発生する事実に関する報告について適用し、同日前に発生した事実に関する報告については、なお従前の例による。

2 この府令による改正前の国際規制物資の使用に関する規則別記様式第十二による報告書の記載事項に変更があった場合における新規則第七条第十四項の規定による報告書の様式については、なお従前の例による。

附 則（平成八年七月二二日総理府令第三九号）

この府令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成八年七月二十日）から施行する。

附 則（平成一〇年三月三一日総理府令第八号）

この府令は、平成十年四月二十日から施行する。

附 則（平成一一年三月二九日総理府令第一五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二年二月一六日総理府令第六四号）

（施行期日）

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十五号、以下「改正法」という。）の施行前に開始された改正法による改正前の法第六十条八条第一項の規定による立入検査（保障措置協定に基づく保障措置の実施の確保のために行うものに限る。）は、この総理府令による改正後の国際規制物資の使用等に関する規則第四条の二の三第一項の規定の適用については、保障措置検査とみなす。

附 則（平成一二年六月一六日総理府令第六二号）

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第五条、第七条及び第八条の改正規定（「20万円」を「30万円」に改める部分に限る。）は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十七号）の施行の日（平成十二年七月一日）から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二〇日総理府令第一一八号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一三年四月一〇日文科科学省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年二月二〇日文科科学省令第八三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月一七日文科科学省令第三号）

この省令は、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則第一条本文の政令で定める日（平成十五年三月十七日）から施行する。

附 則（平成一五年三月二八日文科科学省令第一〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成十五年九月三〇日文科科学省令第四号）

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

附則（平成一七年三月三日文科科学省令第二号）

この省令は、不動産登記法の施行の日（平成一七年三月七日）から施行する。

附則（平成一七年一月三〇日文科科学省令第五〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成一七年十二月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に国際規制物資の使用をしている加工事業者等に係るこの省令の施行後最初の間在庫検査については、この省令による改正後の国際規制物資の使用等に関する規則（以下この条において「新規則」という。）第四条の二の三第二項の規定にかかわらず、文科科学大臣は、同項各号に掲げる核燃料物質の区分に応じ、当該加工事業者等がこの省令による改正前の国際規制物資の使用等に関する規則第四条の二の三第一項の保障措置検査を受けた日（同項の保障措置検査を受けたことのない核燃料物質計量管理区域にあっては、当該核燃料物質計量管理区域に核燃料物質を受け入れた日）から新規則第四条の二の三第二項各号に定める期間を超えない範囲内において、これを行うものとする。

附則（平成一八年八月一〇日文科科学省令第三二号）

この省令は、原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定（平成一八年条約第十四号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二二年二月二〇日文科科学省令第三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第五の注17の表の改正規定は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とカザフスタン共和国政府との間の協定（平成二十三年条約第五号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二四年一月二〇日文科科学省令第一号）

この省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府と大韓民国政府との間の協定（平成二十三年条約第十九号）及び原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定（平成二十三年条約第二十号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二四年二月六日文科科学省令第二二二号）

この省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とヨルダン・ハシエミット王国政府との間の協定（平成二十四年条約第一号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二四年四月二六日文科科学省令第二二二号）

この省令は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定（平成二十四年条約第四号）が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（平成二四年九月一四日文科科学省令第三二二号）抄

1 この省令は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附則（平成二五年三月二二日文科科学省令第六号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けている者（この省令による改正後の国際規制物資の使用等に関する規則（以下「新規則」という。）第四条第一項に規定する原子力利用国際規制物資使用者に限る。）は、平成二五年六月三十日までの間は、法第六十一条の八第一項の規定による計量管理規定の変更の認可（以下「変更認可」という。）を受けなくても、この省令による改正前の国際規制物資の使用等に関する規則第四条の二の二第一項の規定により提出した申請書に記載した計量管理規定に従って引き続き国際規制物資を使用することができる。その者が、その期間内に変更認可の申請をした場合において、認可をする旨又は認可をしない旨の通知を受ける日までの期間についても、同様とする。

2 新規則第七条の規定は、この省令の施行の日以後に発生する事実に関する報告については、なお従前の例による。

附則（平成二五年三月二九日文科科学省令第八号）

この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年六月二八日原子力規制委員会規則第四号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二五年七月八日）から施行する。

（経過措置）

第十七条 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二五年二月六日原子力規制委員会規則第一六号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二五年十二月十八日。以下「施行日」という。）から施行する。

附 則 (平成二十六年二月二十八日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日(平成二十六年三月一日)から施行する。

附 則 (平成二十六年六月二十七日原子力規制委員会規則第三号)

この規則は、平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定(平成二十六年条約第七号)が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成二十六年七月九日原子力規制委員会規則第四号)

この規則は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とアラブ首長国連邦政府との間の協定(平成二十六年条約第八号)が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成二十九年七月七日原子力規制委員会規則第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年七月十日)から施行する。

附 則 (平成二十九年七月二〇日原子力規制委員会規則第九号)

この規則は、原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附 則 (平成二十九年十二月二二日原子力規制委員会規則第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十月一日)から施行する。

附 則 (平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号) 抄

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月一三日原子力規制委員会規則第四号)

この規則は、令和元年九月十四日から施行する。

附 則 (令和二年三月一七日原子力規制委員会規則第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和二年三月二六日原子力規制委員会規則第一四号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年十二月二二日原子力規制委員会規則第二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

附 則 (令和三年二月二二日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月七日原子力規制委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1（第7条関係）（昭63総府令44・全改、平7総府令3・平10総府令8・平11総府令64・平12総府令63・平13総府令118・平25文科令8・平26原子規3・令元原子規3・令2原子規21・一部改正）

核原料物質（核燃料物質）受入報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質（核燃料物質）の区分（注1）		
受入工場又は事業所	名称	
	所在地	
受入年	月	日
受入数量（注2）		
供給当事国（注3）		
払出工場又は事業所（注4）	名称	
	所在地	
運搬者名		
化合物又は混合物の名称及びその形状		

注1 核原料物質の区分についてはウラン鉱又はトリウム鉱の区分により、核燃料物質の区分については天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分により記載すること。

2 ウラン鉱、天然ウラン又は劣化ウランの区分に属するものにあつてはウランの量、トリウム鉱又はトリウムの区分に属するものにあつてはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入すること。

3 供給当事国が2以上ある場合は、供給当事国ごとの数量を注2の例により、併せて記載すること。

4 輸入の場合にあつては、輸入相手国名及び相手方の氏名（法人にあっては、その名称）を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この報告書は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに作成すること。

と。

- 3 この報告書は、当該工場又は事業所に現実に受け入れた期日及び数量を基準として作成すること。
 - 4 当該受入れが貯蔵の受託に伴う場合は、その旨を別業で記載し、添付すること。
-

別記様式第2（第7条関係）（昭63総府令44・全改、平7総府令3・平10総府令8・平11総府令64・平12総府令63・平13総府令118・平25文科令8・平26原子規3・令元原子規3・令2原子規21・一部改正）

核原料物質（核燃料物質）払出報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第1項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質（核燃料物質）の区分（注1）		
払出工場又は事業所	名称	
	所在地	
払出年月日		
払出数量（注2）		
供給当事国（注3）		
受入工場又は事業所（注4）	名称	
	所在地	
運搬者名		
化合物又は混合物の名称及びその形状		

注1 別記様式第1の注1の例により記載すること。

2 別記様式第1の注2の例により記載すること。

3 別記様式第1の注3の例により記載すること。

4 輸出の場合にあっては、輸出相手国名及び相手方の氏名（法人にあっては、その名称）を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この報告書は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに作成すること。

3 この報告書は、当該工場又は事業所から現実に払い出した期日及び数量を基準として作成すること。

- 4 当該払出しが貯蔵の委託に伴う場合は、その旨を別葉に記載し、添付すること。

別記様式第3（第7条関係）（昭63総府令44・全改、平元総府令45・平7総府令3・平10総府令8・平11総府令64・平12総府令62・平12総府令118・平17文科令60・平25文科令8・平26原子規3・平30原子規6・令元原子規3・令3原子規21・一部改正）

年 期核原料物質（核燃料物質）管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第2項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質(核燃料物質)の区分(注1)		
供給当事国		
工場又は事業所	名称	
	所在地	
事務上の連絡先(注2)	名称	
	所在地	電話番号()
	連絡員の氏名	所属部課名()

1 総括表

事 項		数 量 (注3)
期 首 在 庫		
期中増加	輸 入	
	国内からの受入れ	
	生 産 (注4)	
	その他の増加(注5)	
調 整 (注6)		
計 (注7)		

期中減少	輸 出	
	国内への払出し	
	事 故 損 失	
	廃棄又は損失(注8)	
	その他の減少(注9)	
期 末 在 庫		
調 整 (注6)		
計 (注10)		
期 末 貯 蔵 委 託(注11)		
期 末 運 搬 (注12)		

2 明細表

(1) 輸入 (注13)

	相手方の氏名 (法人にあ っては、その名称)	受入年月日	数 量(注3)
受 入 れ			
調 整(注6)			
計			

(2) 国内からの受入れ (注13)

	払出工場又は事業 所名	受入年月日	数量(注3)	その他(注14)
受 入 れ				
調 整(注6)				
計				

(3) 生産 (注4)

		化合物又は混合物の名称	数 量 (注3)
月 別	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
	月		
調 整 (注6)			
計			

(4) その他の増加 (注5)

増 加 の 原 因	数 量 (注3)
調 整 (注6)	
計	

(5) 輸出 (注15)

	相手方の氏名 (法人にあっては、その名称) (注16)	払出年月日	数 量 (注3)
払 出 し			
調 整 (注6)			
計			

(6) 国内への払出し (注15)

	払出工場又は事業所名	払出年月日	数量 (注3)	その他 (注17)
払 出 し				
調 整 (注6)				
計				

(7) 事故損失

発生年月日	数 量 (注3)	事 故 の 内 容
調整 (注6)		
計		

(8) 廃棄又は損失

	廃 棄 年 月 日	数 量 (注3)	廃棄方法又は損失の理由 (注18)
廃 棄			
損失 (注8)			
調整 (注6)			
計			

(9) その他の減少 (注9)

減 少 の 原 因	数 量 (注3)
調 整 (注6)	
計	

(10) 期末在庫

化 合 物 又 は 混 合 物 の 名 称	数 量 (注3)
調 整 (注6)	
計	

(1) 期末貯蔵委託(注11)

貯蔵者名	貯蔵場所	数量(注3)
調整(注6)		
計		

(2) 期末運搬(注12)

運搬者名	運搬区間	数量(注3)
調整(注6)		
計		

注1 別記様式第1の注1の例により記載すること。

2 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。

3 別記様式第1の注2の例により記載すること。

4 核燃料物質についてのみ記載すること。

5 計量誤差による増加等を記載すること。

6 四捨五入を行ったことによる各項目の欄の数量の合計と計の欄の数量との差を記載すること。

7 期首在庫と期中増加との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。

8 損失については、製錬の過程において通常発生する損失を記載すること。

9 消費、計量誤差による減少等を記載すること。

10 期中減少と期末在庫との四捨五入を行わない数量の合計を記載すること。

11 期末において、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業

者、使用者又は国際規制物資使用者以外の者に貯蔵を委託している場合に限り記載すること。

- 12 期末において運搬中のものに限り、払出しを行う者が記載すること。ただし、製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者又は国際規制物資使用者以外の者が払出しを行う場合は、受入れを行う者が記載すること。
- 13 当該工場又は事業所に現実に受け入れた期日及び数量を基準として記載すること。
- 14 当該受入れが、貯蔵の受託に伴う場合はその旨を記載すること。
- 15 当該工場又は事業所に現実に払い出した期日及び数量を基準として記載すること。
- 16 輸出相手国が国際規制物資の供給当事国以外の場合は、その国名を併せて記載すること。
- 17 当該払出しが、貯蔵の委託に伴う場合はその旨を記載すること。
- 18 損失の理由については、化学処理、分析又はその他処理の別を明らかにして記載すること。

備考1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。

- 2 この報告書は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに、かつ、供給当事国ごとに作成すること。

- 注 1 国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 4 項、第 8 項、第 9 項又は第 11 項の規定に基づき提出する全ての報告書及び同条第 13 項の規定に基づき既に提出した同条第 4 項又は第 11 項の報告書を修正するために提出する全ての報告書につき、核燃料物質計量管理区域（以下「MBA」という。）ごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 試験研究用等原子炉設置者にあつては試験研究用等原子炉名、発電用原子炉設置者にあつては発電用原子炉名、加工事業者にあつては加工施設名、使用済燃料貯蔵事業者にあつては使用済燃料貯蔵施設名、再処理事業者にあつては再処理施設名、廃棄事業者にあつては廃棄施設名、使用者にあつては使用施設名を記載すること。
- 3 計量管理規定で定めた MBA の符号を記載すること。
- 4 別記様式第 3 の注 2 の例により記載すること。
- 5 在庫変動、受払間差異、リパッチング又は区分の変更による数量の変動（以下「在庫変動等」という。）の生じた日を含む期間の始まりと終わりの年月日を記載すること。ただし、報告期間は前回の報告期間と連続させることとし、終わりの年月日については実在庫量の確認を行った場合は実在庫量の確認を行った日、その他の場合は月末とすること。
- 6 報告書の作成者又は責任者の氏名を記載すること。
- 7 工場又は事業所ごとに国に登録する符号を記載すること。
- 8 施設ごとに国に登録する符号を記載すること。
- 9 当該報告書の下欄に記載する内容（以下「エントリー情報」という。）の行数の合計を記載すること。
- 10 エントリー情報に対する補足説明（英語で記載することとし、空白も含め 1 行は 49 文字とする。また、対応するエントリー番号も記載すること。以下「注釈」という。）を当該報告書に添付する場合は注釈の行数の合計を、添付しない場合は「00」と記載すること。
- 11 報告書の作成者又は責任者の氏名を英字で記載すること。
- 12 各エントリー情報につき「01」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 13 イ 報告するパッチに含まれる元素区分が 2 種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が 8 桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の 2 行目以降に「C」と記載すること。
ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
- 14 在庫変動等の生じた年月日を記載すること。

- 15 いずれか一方の欄に当該MBAの符号を記載し、他方の欄には相手がある場合のみ相手先のMBAの符号を記載すること。
- 16 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

在	輸入 国内受入れ (国内の他のMBAからの受入れ) 開始点受入れ (国内の製錬事業者の工場又は事業所からの受入れ) 核的生成 用法免除再適用 (用法を理由として保障措置が免除されていたものの保障措置の再適用) 量的免除再適用 (量を理由として保障措置が免除されていたものの保障措置の再適用) 保管廃棄再生 (保管廃棄された廃棄物からの回収) 事故増加 (予期しない発見による核物質の増加)	R F R D R S N P D U D Q F W G A S F S D S S L N E U E Q T U T W L D L A
庫	輸出 国内払出し (国内の他のMBAへの払出し) 前段階戻入れ (国内の製錬事業者の工場又は事業所への戻入れ)	S D S S L N E U E Q T U T W L D L A
変	核的損耗 用法免除 (用法を理由とする保障措置の免除) 量的免除 (量を理由とする保障措置の免除) 適用終了 (非原子力利用され回収が実行不可能となることを理由とする保障措置の終了) 保管廃棄 (廃棄物がMBA内に保管される場合の廃棄) 測定済廃棄 (原子力利用にはもはや適さないような方法で廃棄された操業上の損失)	S D S S L N E U E Q T U T W L D L A
動	事故損失	L A
受払間差異		
リバッチング (増加)		
RM		
リバッチング (減少)		
RM		

区分の変更による数量の変動	低濃縮ウラン (濃縮度が 100 分の 20 未満の濃縮ウランをいう。以下同じ。) から劣化ウランへの区分変更 天然ウランから低濃縮ウランへの区分変更 劣化ウランから低濃縮ウランへの区分変更 天然ウランから劣化ウランへの区分変更 低濃縮ウランから高濃縮ウラン (濃縮度が 100 分の 20 以上の濃縮ウランをいう。以下同じ。) への区分変更 高濃縮ウランから低濃縮ウランへの区分変更 天然ウランから高濃縮ウランへの区分変更 劣化ウランから高濃縮ウランへの区分変更 高濃縮ウランから劣化ウランへの区分変更	ED NE DE ND EH HE NH DH HD
---------------	--	--

- 17 計量管理規定で定められた主要測定点の符号を記載すること。
- 18 計量管理規定で定められた方法により付したバッチの符号を記載すること。
- 19 バッチを構成している最小計量単位の個数を記載すること。なお、核的生成、核的損耗、受私間差異又は区分変更の場合は「0」と記載すること。
- 20 核燃料物質の組成、形状等を表すものとして計量管理規定で定められた略号により記載すること。
- 21 原子力の平和利用に関する協力のための日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定 (昭和63年条約第 5 号。以下「第 3 次日米協定」という。) 発効日前に発生した事実に関して報告した当該報告書について修正の必要が生じた場合は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

I	A'	E	A	I	A
イ	ギ	リ	ス		Q
カ	ナ	ダ		C	N
オーストラリア				A	S
アメリカ					U

フランス	F
日本	J
その他	O

22 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

劣化ウラン	D
天然ウラン	N
低濃縮ウラン	E
高濃縮ウラン	H
プルトニウム	P
ウラン233	A
トリウム	T

23 バッチを構成する単位体の重量を核燃料物質の区分ごとにグラム単位で記載し、1グラムの端数は四捨五入すること。

24 「G」と記載すること。

25 トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核分裂性物質の重量をグラム単位で記載し、1グラムの端数は四捨五入すること。

26 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

劣化ウラン	G
天然ウラン	G
低濃縮ウラン	G
高濃縮ウラン	G
ウラン233	K

27 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

この報告書に係るMBAにおける測定の結果に基づく数値であって以前に報告されていないものである場合	M
この報告書に係るMBAにおける測定の結果に基づく数値であって既に報告されているものである場合	T
この報告書に係るMBA以外のMBAにおける測定の結果に基づく数値であって以前に報告されていないものである場合	N
この報告書に係るMBA以外のMBAにおける測定の結果に基づく数値であって既に報告されているものである場合	L

28 注釈を添付する場合は「X」と記載すること。

29 既に提出した報告書について修正をする場合に当該修正に係る報告書の報告番号及びイベントリー番号を記載すること。

備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。

2 クラソンの区分変更を記載する場合には、当該区分変更に関係したクラソンの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。

3 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第5（第7条関係）（平7総府令3・全改・平10総府令9・平11総府令64・平12総府令118・平17文科令50・平18文科令32・平22文科令23・平24文科令1・平24文科令3・平24文科令22・平25文科令8・平26原子法3・平26原子法4・平29原子法5・令元原子法3・令2原子法12・令2原子法21・一部改正）

（その1）

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質在庫突動等供給当事国別明細報告書(1)

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第5項（第10項又は第13項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所 施設	名称		事務上の 連絡先 (注4)	名称		連絡員の氏名 電話番号（ ）
	所在地	名称		所在地	氏名	
核燃料物質計量管理区域の符号		(注3)				

- 注 1 国際規制物質の使用等に関する規則第 7 条第 5 項、第 6 項、第 10 項又は第 12 項の規定に基づき提出する全ての報告書又は同条第 13 項の規定に基づき既に提出した同条第 5 項、第 6 項又は第 12 項の報告書を修正するために提出する全ての報告書につき、MBA ごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
 - 3 別記様式第 4 の注 3 の例により記載すること。
 - 4 別記様式第 3 の注 2 の例により記載すること。
 - 5 別記様式第 4 の注 5 の例により記載すること。
 - 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
 - 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
 - 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
 - 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
 - 10 別記様式第 4 の注 10 の例により記載すること。
 - 11 別記様式第 4 の注 11 の例により記載すること。
 - 12 別記様式第 4 の注 12 の例により記載すること。
 - 13 イ 各エントリー情報につき「供給当事国別管理区分」の欄において、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の 2 行目以降に「C」と記載すること。
ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
 - 14 国際規制物質の使用等に関する規則第 7 条第 4 項、第 8 項、第 9 項又は第 13 項の規定に基づき提出する報告書であって本報告書と関連する報告書の報告番号及びエントリー番号を記載すること。
 - 15 別記様式第 4 の注 16 の例により記載すること。
 - 16 別記様式第 4 の注 22 の例により記載すること。
 - 17 国外から移転された核燃料物質のうち二国間原子力協定の対象である核燃料物質、日本で製錬された日本原産の核燃料物質又はその他の核燃料物質について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、供給当事国が複数ある場合には全ての符号を記載すること。

アメリカ	U
イギリス	Q
IAEA	I
カナダ	C
オーストラリア	A
フランス	F
中国	X
ユーラトム	W
カザフスタン	K
韓 国	Z
ベトナム	V
ヨルダン	Y
ロシア	R
トルコ	T
アラブ首長国連邦	E
インド	N
日本	J
その他	O

- 18 二国間原子力協定の対象である核燃料物質を用いて生産された核燃料物質の場合、使用された核燃料物質について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 19 二国間原子力協定の対象である設備を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 20 二国間原子力協定の対象である減速材物質を用いて生産された核燃料物質の場合、その減速材物質について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
- 21 二国間原子力協定の対象である部品を用いて生産された核燃料物質の場合、その部品について、供給当事国を注17の表の左

欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。

- 22 第3次日米協定の対象である核燃料物質を含む特定燃料体の中で使用された核燃料物質の場合、「U」と記載すること。
 - 23 二国間原子力協定の対象である設備の中で使用された核燃料物質の場合、その設備について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
 - 24 二国間原子力協定の対象である減速材物質の中で使用された核燃料物質の場合、その減速材物質について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
 - 25 二国間原子力協定の対象である部品を用いた設備の中で使用された核燃料物質の場合、その部品について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
 - 26 二国間原子力協定の対象である情報又は設備（原子炉の設備以外の再処理の設備、濃縮の設備等）を用いて生産された核燃料物質の場合、その設備等について、供給当事国を注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号により記載すること。
 - 27 原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和43年条約第14号）の対象であり、第3次日米協定発効日（昭和63年7月17日）前に移転された核燃料物質又は生成されたプルトニウムの場合は「O」と記載すること。
 - 28 第3次日米協定の対象であるプルトニウムを含む特定燃料体を装荷した原子炉で生産されたプルトニウムの場合は「N」と記載すること。
 - 29 計量管理規定で定めた方法による供給当事国別管理区分ごとに重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
 - 30 別記様式第4の注25の例により記載すること。
 - 31 別記様式第4の注24の例により記載すること。
 - 32 別記様式第4の注28の例により記載すること。
 - 33 別記様式第4の注29の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 ウランの区分変更を記載する場合は、当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。
 - 3 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第6（第7条関係）（平7総府令3・全改、平10総府令9・平11総府令64・平12総府令118・平17文科令50・平25文科令8・平26原子規3・令元原子規3・令3原子規12・令3原子規21・一部改正）

（その1）

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質在庫変動等供給当事国別明細報告書(2)

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第5項（第6項又は第13項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	事務上の連絡先	名称	連絡員の氏名	電話番号（
	所在地		所在地		
施設	名称	(注2)	連絡先	(注5)	連絡員の氏名
核燃料物質計量管理区域の符号	(注3)				電話番号（
報告対象の在庫変動等の期間	(注4)	年 月 日から	日 まで		）

- 注 1 別記様式第 5 の注 1 の例により記載すること。
- 2 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
- 3 別記様式第 4 の注 3 の例により記載すること。
- 4 実在庫量の確認を行わない月にあつては当該月の 1 日から末日までの期間を、実在庫量の確認を行う月にあつては当該月の 1 日から実在庫量の確認の終了日まで及び実在庫量の確認の終了日の翌日から末日までのそれぞれの期間を記載すること。
- 5 別記様式第 3 の注 2 の例により記載すること。
- 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
- 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
- 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
- 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
- 10 別記様式第 4 の注 10 の例により記載すること。
- 11 別記様式第 4 の注 11 の例により記載すること。
- 12 別記様式第 4 の注 12 の例により記載すること。
- 13 イ 各エントリー情報につき、「供給当事国別管理区分」の欄において複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の 2 行目以降に「C」と記載すること。
 ししくは核分裂性物質重量が 8 桁を超えることにより複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の 2 行目以降に「C」と記載すること。

- ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
- 14 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

国内受入れ (施設内の他の MBA からの受入れ)	R D
国内払出し (施設内の他の MBA への払出し)	S D
混合による数量の変動 (増加)	M +
混合による数量の変動 (減少)	M -

- 15 別記様式第4の注22の例により記載すること。
 - 16 別記様式第5の注17の例により記載すること。
 - 17 別記様式第5の注18の例により記載すること。
 - 18 別記様式第5の注19の例により記載すること。
 - 19 別記様式第5の注20の例により記載すること。
 - 20 別記様式第5の注21の例により記載すること。
 - 21 別記様式第5の注22の例により記載すること。
 - 22 別記様式第5の注23の例により記載すること。
 - 23 別記様式第5の注24の例により記載すること。
 - 24 別記様式第5の注25の例により記載すること。
 - 25 別記様式第5の注26の例により記載すること。
 - 26 別記様式第5の注27の例により記載すること。
 - 27 別記様式第5の注28の例により記載すること。
 - 28 在庫変動等の原因又は事項及び供給当事国の管理区分ごとに重量の合計をグラム単位で記載し、1グラムの端数は四捨五入すること。
 - 29 別記様式第4の注25の例により記載すること。
 - 30 別記様式第4の注24の例により記載すること。
 - 31 別記様式第4の注28の例により記載すること。
 - 32 別記様式第4の注29の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第7（第7条関係）（平7総府令3・全改・平10総府令9・平11総府令64・平12総府令118・平25文科令8・平26原子規3・令元原子規3・令2原子規21・
一部改正）

（その1）

報告年月日	
報告番号	（注1）

特定燃料体挿入報告書

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第7項の規定により、次のとおり報告します。

事業所	名称	事務上の連絡先	名称	連絡員の氏名	電話番号（ ）
	所在地		所在地		
原子炉	名称	（注2）	連絡員の氏名		
核燃料物質計量管理区域の符号					

(その2)

特定燃料体挿入報告書

施設		所在地		(注4)		報告期間(注5)年 月 日から 年 月 日まで		報告番号(注1)		(注6)		挿入体名	
施設名称		所在地		(注1)		報告番号		(注2)		(注3)		挿入体名	
事業所コード	施設コード	燃料体種類	燃料体形状	年月	FROM	年月	TO	報告番号	燃料体番号	燃料体番号	燃料体番号	燃料体番号	燃料体番号
(注7)	(注8)	(注9)	(注10)	(注11)	(注12)	(注13)	(注14)	(注15)	(注16)	(注17)	(注18)	(注19)	(注20)
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42
43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70
71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84
85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98
99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112

- 注 1 国際規制物質の使用等に関する規則第 7 条第 7 項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、MBA ごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 別記様式第 4 の注 3 の例により記載すること。
 - 3 別記様式第 3 の注 2 の例により記載すること。
 - 4 原子炉名を記載すること。
 - 5 特定燃料体を原子炉内に挿入した日を含む月の始まりと終わりの年月日を記載すること。
 - 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
 - 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
 - 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
 - 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
 - 10 別記様式第 4 の注 10 の例により記載すること。
 - 11 別記様式第 4 の注 11 の例により記載すること。
 - 12 別記様式第 4 の注 12 の例により記載すること。
 - 13 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
 - 14 特定燃料体を原子炉に挿入した年月日を記載すること。
 - 15 原子炉内に挿入した特定燃料体に関し、計量管理規定で定めた方法により付したバッチの番号を記載すること。
 - 16 別記様式第 4 の注 28 の例により記載すること。
 - 17 別記様式第 4 の注 29 の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、原子炉ごとに別葉で作成すること。

- 注1 別記様式第4の注1の例により記載すること。
- 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 3 別記様式第4の注3の例により記載すること。
- 4 別記様式第4の注5の例により記載すること。
- 5 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
- 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 10 別記様式第4の注10の例により記載すること。
- 11 別記様式第4の注11の例により記載すること。
- 12 別記様式第4の注12の例により記載すること。
- 13 イ 元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。
- ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
- 14 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。ただし、在庫変動の端数調整については、該当する符号の後に別記様式第4の注16の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

期首実在庫（前回の報告対象期間に行った実在庫量の確認において記録した全ての実在庫量の代数和）	P B
在庫変動（報告対象期間内に確認された全ての在庫変動の原因又は事項ごとの記録の数量の代数和）	別記様式第4の注16の例による
在庫変動の端数調整（国際規制物資の使用等に関する規則第7条第4項、第8項、第9項又は第13項に基づき提出する報告書により報告した全ての在庫変動の原因又は事項ごとの数量の代数和から当該報告書の在庫変動の欄の数量を差し引いた値）	R A
期末帳簿在庫（期首実在庫の四捨五入を行わない数量と在庫変動の四捨五入を行わない数量との代数和）	B E
期末帳簿在庫の端数調整（期首実在庫の欄の数量と在庫変動の欄の数量との代数和から期末帳簿在庫の数量を差し引いた値）	R A B E
受払間差異（報告対象期間中に記録した全ての受払間差異の数量の代数和）	D I
受払間差異の端数調整（国際規制物資の使用等に関する規則第7条第4項、第8項、第9項又は第13項に基づき提出する報告書により報告した全ての受払間差異の数量の代数和から当該報告書の受払間差異の欄の数量を差し引いた値）	R A D I
調整済期末帳簿在庫（期末帳簿在庫の四捨五入を行わない数量と	B A

受払間差異の四捨五入を行わない数量との代数和)	
調整済期末帳簿在庫の端数調整 (期首実在庫の欄の数量と在庫変動の欄の数量との代数和から受払間差異の欄の数量と調整済期末帳簿在庫の欄との数量の代数和を差し引いた値)	R A B A
期末実在庫 (報告対象期間に行った実在庫量の確認において記録した全ての実在庫量の代数和)	P E
期末実在庫の端数調整 (国際規制物資の使用等に関する規則第7条第11項又は第13項に基づき報告する報告書により報告した全ての実在庫量の代数和から期末実在庫の欄の数量を差し引いた値)	R A P E
在庫差 (調整済期末帳簿在庫の四捨五入を行わない数量から期末実在庫の四捨五入を行わない数量を差し引いた値)	M F
在庫差の端数調整 (調整済期末帳簿在庫の欄の数量から期末実在庫の欄の数量を差し引き、さらに在庫差の欄の数量を差し引いた値)	R A M F

15 別記様式第4の注21の例により記載すること。

16 別記様式第4の注22の例により記載すること。

17 核燃料物質の区分及び収支項目ごとに報告期間中の重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。

18 別記様式第4の注24の例により記載すること。

19 トリウムにあっては空白とし、その他にあっては核燃料物質の区分及び収支項目ごとに報告期間中の重量の合計をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。

20 別記様式第4の注26の例により記載すること。

21 別記様式第4の注28の例により記載すること。

22 別記様式第4の注29の例により記載すること。

備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。

2 ウランの区分変更を記載する場合は、当該区分変更に関係したウランの濃縮度のいずれか高い方の区分についてのみ記載すること。

3 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第9（第7条関係）（平7総府令3・全改・平10総府令9・平11総府令64・平12総府令118・平17文科令50・平25文科令8・平26原子規3・令元原子規3・令3原子規21・一部改正）

（その1）

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質実在庫量明細報告書

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第11項（第13項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所 施設	名称		事務上の 連絡先 (注5)	名称		連絡員の氏名 電話番号（ ）
	所在地	名称		所在地	氏名	
核燃料物質計量管理区域の符号		(注2)	連絡先 (注5)			
実在庫量の確認の実施の年月日		(注3)				
		(注4)				

- 注 1 別記様式第 4 の注 1 の例により記載すること。
- 2 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
- 3 別記様式第 4 の注 3 の例により記載すること。
- 4 実在庫量の確認を実施した年月日を記載すること。
- 5 別記様式第 3 の注 2 の例により記載すること。
- 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
- 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
- 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
- 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
- 10 別記様式第 4 の注 10 の例により記載すること。
- 11 別記様式第 4 の注 11 の例により記載すること。
- 12 別記様式第 4 の注 12 の例により記載すること。
- 13 イ 報告するバッチに含まれる元素区分が 2 種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が 8 桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の 2 行目以降に「C」と記載すること。
ロ 既に報告したデータを削除する場合又は在庫が全くない場合は「A」と記載すること。
- 14 別記様式第 4 の注 17 の例により記載すること。
- 15 別記様式第 4 の注 18 の例により記載すること。
- 16 別記様式第 4 の注 19 の例により記載すること。
- 17 別記様式第 4 の注 20 の例により記載すること。
- 18 別記様式第 4 の注 21 の例により記載すること。
- 19 別記様式第 4 の注 22 の例により記載すること。
- 20 別記様式第 4 の注 23 の例により記載すること。
- 21 別記様式第 4 の注 24 の例により記載すること。

- 22 別記様式第4の注25の例により記載すること。
 - 23 別記様式第4の注26の例により記載すること。
 - 24 別記様式第4の注27の例により記載すること。
 - 25 別記様式第4の注28の例により記載すること。
 - 26 別記様式第4の注29の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第10(第7条関係) (平7総府告3・全核、平10総府令6・平11総府令64・平12総府令118・平17文科令50・平25文科令8・平26原子規3・令元原子規3
 ・令2原子規21・一部改正)

(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(1)

原子力規制委員会 殿

住所

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第12項(第13項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名	称	事務上の 連絡先 (注5)	名	称	連絡員の氏名 電話番号()
	所	在		地	在	
施設	設	名	(注2)			
核燃料物質計量管理区域の符号			(注3)			
実在庫量の確認の実施の年月日			(注4)	年	月	日

- 注 1 別記様式第 5 の注 1 の例により記載すること。
- 2 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
- 3 別記様式第 4 の注 3 の例により記載すること。
- 4 別記様式第 9 の注 4 の例により記載すること。
- 5 別記様式第 3 の注 2 の例により記載すること。
- 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
- 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
- 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
- 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
- 10 別記様式第 4 の注 10 の例により記載すること。
- 11 別記様式第 4 の注 11 の例により記載すること。
- 12 別記様式第 4 の注 12 の例により記載すること。
- 13 別記様式第 5 の注 13 の例により記載すること。
- 14 国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 1 項又は第 13 項の規定に基づき提出する報告書であって本報告書と関連する報告書の報告番号及びエントリ一番号を記載すること。
- 15 別記様式第 4 の注 22 の例により記載すること。
- 16 別記様式第 5 の注 17 の例により記載すること。
- 17 別記様式第 5 の注 18 の例により記載すること。
- 18 別記様式第 5 の注 19 の例により記載すること。
- 19 別記様式第 5 の注 20 の例により記載すること。
- 20 別記様式第 5 の注 21 の例により記載すること。
- 21 別記様式第 5 の注 22 の例により記載すること。
- 22 別記様式第 5 の注 23 の例により記載すること。

- 23 別記様式第 5 の注24の例により記載すること。
 - 24 別記様式第 5 の注25の例により記載すること。
 - 25 別記様式第 5 の注26の例により記載すること。
 - 26 別記様式第 5 の注27の例により記載すること。
 - 27 別記様式第 5 の注28の例により記載すること。
 - 28 別記様式第 4 の注23の例により記載すること。
 - 29 別記様式第 4 の注25の例により記載すること。
 - 30 別記様式第 4 の注24の例により記載すること。
 - 31 別記様式第 4 の注28の例により記載すること。
 - 32 別記様式第 4 の注29の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

別記様式第11(第7条関係) (平7総府告3・全核、平10総府令8・平11総府令84・平12総府令118・平17文科令50・平25文科令8・平26原子規3・令元原子規3
 ・令2原子規21・一部改正)

(その1)

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質実在庫量供給当事国別明細報告書(2)

原子力規制委員会 殿

住所

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第12項(第13項)の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名	称	事務上の 連絡先 (注5)	名	称	電話番号()
	所	在		所	在	
施設	設	名	(注2)			
核燃料物質計量管理区域の符号			(注3)	連絡員の氏名		
実在庫量の確認の実施の年月日			(注4)	年	月	日

- 注 1 別記様式第 5 の注 1 の例により記載すること。
- 2 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
- 3 別記様式第 4 の注 3 の例により記載すること。
- 4 別記様式第 9 の注 4 の例により記載すること。
- 5 別記様式第 3 の注 2 の例により記載すること。
- 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
- 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
- 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
- 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
- 10 別記様式第 4 の注 10 の例により記載すること。
- 11 別記様式第 4 の注 11 の例により記載すること。
- 12 別記様式第 4 の注 12 の例により記載すること。
- 13 別記様式第 6 の注 13 の例により記載すること。
- 14 別記様式第 4 の注 22 の例により記載すること。
- 15 別記様式第 5 の注 17 の例により記載すること。
- 16 別記様式第 5 の注 18 の例により記載すること。
- 17 別記様式第 5 の注 19 の例により記載すること。
- 18 別記様式第 5 の注 20 の例により記載すること。
- 19 別記様式第 5 の注 21 の例により記載すること。
- 20 別記様式第 5 の注 22 の例により記載すること。
- 21 別記様式第 5 の注 23 の例により記載すること。
- 22 別記様式第 5 の注 24 の例により記載すること。
- 23 別記様式第 5 の注 25 の例により記載すること。

- 24 別記様式第 5 の注26の例により記載すること。
 - 25 別記様式第 5 の注27の例により記載すること。
 - 26 別記様式第 5 の注28の例により記載すること。
 - 27 核燃料物質の区分及び供給当事国の管理区分ごとに重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
 - 28 別記様式第 4 の注25の例により記載すること。
 - 29 別記様式第 4 の注24の例により記載すること。
 - 30 別記様式第 4 の注28の例により記載すること。
 - 31 別記様式第 4 の注29の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、MBAごとに別葉で作成すること。

備 考 欄	(注4)
-------	------

- 注1 サイトごとに国に登録する符号を記載すること。
- 2 別記様式第4の注8の例により記載すること。
- 3 予定される施設の操業状態に応じて、次の表の左欄に掲げる状態の区分ごとに、記入欄を区切り、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

建設準備中	P C
建設中	U C
試験中	C M
運転中	O P
検査・保守作業、改造、運転停止中	M M
廃止措置中（核燃料物質が残っている場合）	X S
廃止措置中（核燃料物質が残っていない場合）	C D
廃止済	D E
その他	O T

- 4 注3のうち「OT」を使用した場合は、備考欄にその詳細を記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 のつづり込み式とすること。

別記様式第13（第7条関係）（平7総府令3・金政、平10総府令8・平11総府令64・平12総府令118・平17文科令50・平22文科令23・平25文科令8・…部改正、平26
原子核3・旧様式第12線下・…部改正、平元原子規3・令2原子規13・令2原子規21・…部改正）

（その1）

報告年月日	
報告番号	(注1)

核燃料物質受払計画等報告書

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第15項（第16項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名	称	事務上の 連絡先 (注4)	名	称	連絡員の氏名 電話番号（ ）
	所	在		地	所	
施設	設	名	(注2)	連絡先		
報告対象期間		名	(注3)	年	月	日から 日まで

(その2)

核燃料物質受払計画等報告書

工場又は事業所 所在地		名称		報告期間(注3)年 月 日から 年 月 日まで		報告番号(注1) 届出氏名(注5)		燃料 受払者氏名(注5)																																																																																																																																																																																					
注 名称		注 名称		注 年 月 日 から 年 月 日 まで		注 受払者氏名		注 燃料受払者氏名																																																																																																																																																																																					
注 工場又は事業所		注 燃料受払者		注 FROM TO		注 FROM TO		注 FROM TO																																																																																																																																																																																					
1	4	5	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80																																																																																																																		
注(注6)		注(注7)		注(注8)		注(注9)		注(注10)		注(注11)		注(注12)		注(注13)		注(注14)		注(注15)		注(注16)		注(注17)		注(注18)		注(注19)		注(注20)		注(注21)		注(注22)		注(注23)		注(注24)		注(注25)		注(注26)		注(注27)		注(注28)		注(注29)		注(注30)		注(注31)		注(注32)		注(注33)		注(注34)		注(注35)		注(注36)		注(注37)		注(注38)		注(注39)		注(注40)		注(注41)		注(注42)		注(注43)		注(注44)		注(注45)		注(注46)		注(注47)		注(注48)		注(注49)		注(注50)		注(注51)		注(注52)		注(注53)		注(注54)		注(注55)		注(注56)		注(注57)		注(注58)		注(注59)		注(注60)		注(注61)		注(注62)		注(注63)		注(注64)		注(注65)		注(注66)		注(注67)		注(注68)		注(注69)		注(注70)		注(注71)		注(注72)		注(注73)		注(注74)		注(注75)		注(注76)		注(注77)		注(注78)		注(注79)		注(注80)		注(注81)		注(注82)		注(注83)		注(注84)		注(注85)		注(注86)		注(注87)		注(注88)		注(注89)		注(注90)		注(注91)		注(注92)		注(注93)		注(注94)		注(注95)		注(注96)		注(注97)		注(注98)		注(注99)		注(注100)	

注1 国際規制物質の使用等に関する規則第7条第15項又は第16項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、施設（試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者）ごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。

- 2 別記様式第4の注2の例により記載すること。
- 3 毎年1月1日から6月30日まで又は7月1日から12月31日までの期間を記載すること。
- 4 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 5 別記様式第4の注6の例により記載すること。
- 6 別記様式第4の注7の例により記載すること。
- 7 別記様式第4の注8の例により記載すること。
- 8 別記様式第4の注9の例により記載すること。
- 9 別記様式第4の注10の例により記載すること。
- 10 別記様式第4の注11の例により記載すること。
- 11 別記様式第4の注12の例により記載すること。
- 12 イ 報告する受払いに含まれる核燃料物質若しくは供給当事国の区分が2種類以上である場合又は元素重量若しくは核分裂性物質重量が8桁を超えることにより、複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の2行目以降に「C」と記載すること。

ロ 既に報告したデータを削除する場合又は核燃料物質の受払いに関する計画及び実在庫量の確認の実施に関する計画が全くない場合は「A」と記載すること。

13 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

実在庫量の確認の実施に関する計画	P I T
核燃料物質の輸入に関する計画	R F
核燃料物質の輸出に関する計画	S F

国内受入れに関する計画	R D
国内払出しに関する計画	S D

- 14 各エントリー情報で報告する計画を実施する予定の開始年月日及び終了年月日を記載すること。
 - 15 核燃料物質の受払いを実施する予定の相手先の施設の符号を記載すること。
 - 16 報告する受払い予定の単位体数を記載すること。
 - 17 別記様式第4の注20の例により記載すること。
 - 18 別記様式第5の注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる事項を記載すること。
 - 19 別記様式第4の注22の例により記載すること。
 - 20 天然ウラン、劣化ウラン、トリウムについてはキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は四捨五入すること。また、低濃縮ウラン、高濃縮ウラン、プルトニウム、ウラン233についてはグラム単位で記載し、1グラム未満の端数については四捨五入すること。
 - 21 グラム単位は「G」、キログラム単位は「K」と記載すること。
 - 22 低濃縮ウラン又は高濃縮ウランの場合のみ百分率で小数点第2位まで記載すること。
 - 23 別記様式第4の注28の例により記載すること。
 - 24 別記様式第4の注29の例により記載すること。
- 備考 1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 国内の他の施設からの受入れ又は国内の他の施設への払出しであって、実効値が0.1に達しない核燃料物質の受払いについては、記載を省略することができる。
 - 3 この報告書は、施設（試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者）にあっては原子炉）ごとに別葉で作成すること。

別記様式第14 (第7条関係) (平7総府令3・全改、平10総府令8・平11総府令64・平13総府令118・平17文科令50・平22文科令23・平25文科令8・一部改正、平26原子規3・旧様式第13繰下・一部改正、平29原子規8・令元原子規8・令2原子規21・一部改正)

核燃料物質輸入(輸出)実施計画報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第18項の規定により、次のとおり報告します。

施設		名称 (注1)						
		コード (注2)						
輸入(輸出)予定日				年	月	日		
相手国到着予定日				年	月	日		
輸入港(輸出港)の		名称						
		所在地						
輸入(輸出)の相手国名								
経由国								
輸入(輸出)の相手方の		氏名						
		住所						
輸入(輸出)の相手施設の		名称						
		所在地						
運搬容器の概要								
運搬手段								
開梱又は梱包を行う		場所						
		予定日						
単位 体数	組成、 形状等	供給 当事国	元素 コード	予 定 数 量 等				核燃料物質 の同定に關 するその他 の事項
				元素重量	単位	核分裂性 物質重量	濃縮度 (%)	
(注 3)	(注 4)	(注 5)	(注 6)	(注 7)	(注 8)	(注 9)	(注 10)	(注 11)

- 注1 別記様式第4の注2の例により記載すること。法第61条の3第1項の許可を受けた者にとっては、使用の場所を記載すること。
- 2 別記様式第4の注8の例により記載すること。法第61条の3第1項の許可を受けた者にとっては、計量管理規定で定めたMBAの符号を記載すること。
- 3 輸入（輸出）実施予定の核燃料物質について、その単位体数を供給当事国ごとに記載すること。
- 4 化学的組成、物理的形狀及び可能であれば同位体組成を記載すること。
- 5 別記様式第5の注17の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
- 6 別記様式第4の注22の例により記載すること。
- 7 別記様式第13の注20の例により記載すること。
- 8 別記様式第13の注21の例により記載すること。
- 9 天然ウラン、劣化ウラン、トリウムにおいては空白とし、その他においては核分裂性物質の重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
- 10 別記様式第13の注22の例により記載すること。
- 11 以下に示す場合にのみ記載すること。
- イ 輸出の場合であって、当該核燃料物質の計量管理規定で定めた方法により付したバッチの符号が明らかな場合は、当該バッチの符号を記載すること。
- ロ 輸入の場合であって、輸入相手国内において当該核燃料物質を同定するために個別に付された符号が明らかな場合は、当該符号を記載すること。
- ハ その他核燃料物質の同定に関する事項がある場合は、可能な限り詳細に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第15 (第7条関係) (昭63総府令44・全改、平元総府令45・平7総府令3・平10総府令8・平11総府令64・平12総府令62・平12総府令118・平17文科令50・平25文科令8・一部改正、平26原子規3・旧様式第14様式下・一部改正、平30原子規6・令元原子規3・令2原子規21・一部改正)

年 期 核原料物質管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第20項の規定により、次のとおり報告します。

核原料物質の区分 (注1)		
供給当事国		
工場又は事業所	名称	
	所在地	
施設名 (注2)		
国際規制物資計量管理区域の符号 (注3)		
事務上の連絡先 (注4)	名称	
	所在地	電話番号 ()
	連絡員の氏名	所属部課名 ()

事項		数量 (注5)	
期首在庫			
期中増加	受入れ (注6)	払出工場又は事業所名 (注7)	受入年月日
	その他の増加 (注8)		
調整 (注9)			
計 (注10)			
期中減少	払出し (注11)	受入工場又は事業所名 (注12)	払出年月日
	消費、廃棄又は損失 (注13)		
	事故損失		

	その他の減少 (注14)	
期	末	在 庫
調		整 (注9)
	計	(注15)
期	末	貯 蔵 委 託 (注16)
期	末	運 搬 (注17)

- 注1 ウラン鉱又はトリウム鉱の区分により記載すること。
- 2 廃棄事業者のみ使用することとし、廃棄施設名を記載すること。
- 3 計量管理規定で定めた国際規制物資計量管理区域の符号を記載すること。
- 4 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 5 ウラン鉱の区分に属するものにあつてはウランの量、トリウム鉱の区分に属するものにあつてはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入すること。
- 6 別記様式第3の注13の例により記載すること。
- 7 輸入の場合にあつては、輸入相手国名及び相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。
- 8 別記様式第3の注5の例により記載すること。
- 9 別記様式第3の注6の例により記載すること。
- 10 別記様式第3の注7の例により記載すること。
- 11 別記様式第3の注15の例により記載すること。
- 12 輸出の場合にあつては、輸出相手国及び相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。
- 13 損失については、通常発生する損失を記載すること。
- 14 計量誤差による減少等を記載すること。
- 15 別記様式第3の注10の例により記載すること。
- 16 期末において、製錬事業者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者以外の者に貯蔵を委託している場合に限り記載すること。
- 17 期末において運搬中のものに限り、払出しを行う者が記載すること。ただし、製錬事業者、廃棄事業者又は国際規制物資使用者以外の者が払出しを行う場合は、受入れを行う者が記載すること。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この報告書は、核原料物質の区分ごとに、かつ、供給当事国ごとに作成すること。

別記様式第16(第7条関係) (昭63総府令44・追加、平元総府令45・平7総府令3・平10総府令9・平11総府令84・平12総府令118・平17文科令50・平25文科令8・一部改正、平36原子規3・旧様式第15様式下・一部改正、平30原子規6・令元原子規5・令2原子規21・一部改正)

年 期 核燃料物質管理報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第21項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
核燃料物質計量管理区域の符号(注1)		
事務上の連絡先(注2)	名 称	
	所 在 地	電話番号()
	連絡員の氏名	所属部課名()

核燃料物質の区分(注3)	
供 給 当 事 国	
化合物又は混合物の名称	

事 項				数 量 (注4)
期 首 在 庫				
期 中 増 加	受入れ (注5)	払出工場又は事業所名	受入年月日	
		そ の 他 の 増 加 (注6)		
計				
期 中	払出し (注7)	受入工場又は事業所名	払出年月日	
		消 費、廃 棄 又 は 損 失 (注8)		

減 少	事 故 損 失	
	そ の 他 の 減 少 (注9)	
	計	
期	末 在 庫	

- 注1 別記様式第4の注3の例により記載すること。
- 2 別記様式第3の注2の例により記載すること。
- 3 天然ウラン、劣化ウラン又はトリウムの区分により記載すること。
- 4 天然ウラン又は劣化ウランの区別に属するものにあつてはウランの量、トリウムの区分に属するものにあつてはトリウムの量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は、四捨五入すること。
- 5 別記様式第3の注13の例により記載すること。
- 6 別記様式第3の注5の例により記載すること。
- 7 別記様式第3の注15の例により記載すること。
- 8 別記様式第15の注13の例により記載すること。
- 9 別記様式第15の注14の例により記載すること。

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この報告書は、核燃料物質の区分ごとに、供給当事国ごとに、かつ、化合物又は混合物の種類ごとに作成すること。

別記様式第17（第7条関係）（平7総府令3・令5、平10総府令6・平11総府令64・平12総府令118・平17文科令50・平25文科令8・一部改正、平26原子規3・旧様式第10様下・一部改正、令元原子規5・令2原子規12・令2原子規21・一部改正）
 （その1）

報告年月日	
報告番号	(注1)

減速材物質在庫状況変動報告書

原子力規制委員会 殿

住所
 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第22項（第24項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先	名称		電話番号（ ）
	所在地	所在地		所在地	氏名	
国際規制物資の管理	計量号	(注2)	(注3)	連絡の氏名		

(その2)

減速材物質在庫状況変動報告書 (MCR1)

工場又は事業所 所在地		名称		報告期間(注5)年 月 日から 年 月 日まで		報告番号(注1)		報告者氏名(注5)	
XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX		XXXX-XX		XXXX-XX		XXXXXXXXXX	
減速材物質の種類(注4)									
品名	単位	1	2	3	4	5	6	7	8
XXXXXXXXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
		9	10	11	12	13	14	15	16
		XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
		17	18	19	20	21	22	23	24
		XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
		25	26	27	28	29	30	31	32
		XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
		33	34	35	36	37	38	39	40
		XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
		41	42	43	44	45	46	47	48
		XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
		49	50	51	52	53	54	55	56
		XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
		57	58	59	60	61	62	63	64
		XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
		65	66	67	68	69	70	71	72
		XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
		73	74	75	76	77	78	79	80
		XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX	XXXX

- 注 1 国際規制物資の使用等に関する規則第 7 条第 22 項、第 23 項又は第 24 項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、国際規制物資計量管理区域（以下「ＡＣＡ」という。）ごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 計量管理規定で定めるＡＣＡの符号を記載すること。
 - 3 別記様式第 3 の注 2 の例により記載すること。
 - 4 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
 - 5 在庫状況の変動が生じた日を含む月の始まりと終わりの年月日を記載すること。
 - 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
 - 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
 - 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
 - 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
 - 10 別記様式第 4 の注 10 の例により記載すること。
 - 11 別記様式第 4 の注 11 の例により記載すること。
 - 12 別記様式第 4 の注 12 の例により記載すること。
 - 13 イ 報告する減速材物質の重量が 10 桁を超えることにより「数量」の欄において複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の 2 行目以降に「C」と記載すること。
ロ 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
 - 14 在庫状況の変動が生じた年月日を記載すること。
 - 15 いずれか一方の欄に当該ＡＣＡの符号を記載し、他方の欄には相手がある場合のみ相手先のＡＣＡの符号を記載すること。
 - 16 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
- | | 増
加 |
|-----------------------|--------|
| 輸入 | R F |
| 国内受入れ（国内の他のＡＣＡからの受入れ） | R D |
| 生産 | P H |
| 再生 | R H |

又	事故増加（予期しない発見による減速材物質の増加） 輸出		GA SF SD LS CL WA LA
は	国内払出し（国内の他のACAへの払出し） 損失（通常発生する損失）		
減	消費 廃棄（工場又は事業所において行われる廃棄を除く。）		
少	事故損失		
	試験研究用等原子炉設置者及び 発電用原子炉設置者のみに係る 事項	減速材としての使用の状況への移行 保管の状況への移行	IU OU

17 次の表の左欄に掲げる減速材物質の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

重水又は重水素	HW
原子炉級黒鉛	GH
ジルコニウム	ZI
その他の減速材物質	OM

18 別記様式第5の注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

19 減速材物質の重量をグラム単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。

20 別記様式第4の注24の例により記載すること。

21 別記様式第4の注28の例により記載すること。

22 別記様式第4の注29の例により記載すること。

備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。

2 この報告書は、ACAごとに別葉で作成すること。

別記様式第18（第7条関係）（平7総府令3・令5、平10総府令6・令8、平11総府令64・平12総府令118・平17文科令50・平25文科令8・一部改正、平26原子規3・注様式第1種下・一部改正、平元原子規3・令2原子規12・令3原子規21・一部改正）

（その1）

報告年月日	
報告番号	(注1)

減速材物質在庫報告書

原子力規制委員会 殿

住所

氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第23項（第24項）の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称	事務上の連絡先	名称	電話番号（
	所在地		所在地	
国際規制物資計量管理区域の符号	(注2)	(注4)	連絡氏名)
報告対象期日	(注3)	年月日		

- 注 1 別記様式第17の注 1 の例により記載すること。
- 2 別記様式第17の注 2 の例により記載すること。
- 3 毎年12月31日を記載すること。
- 4 別記様式第 3 の注 2 の例により記載すること。
- 5 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
- 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
- 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
- 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
- 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
- 10 別記様式第 4 の注10の例により記載すること。
- 11 別記様式第 4 の注11の例により記載すること。
- 12 別記様式第 4 の注12の例により記載すること。
- 13 イ 報告する減速材物質の重量が10桁を超えることにより「数量」の欄において複数行で報告する必要がある場合は、当該欄の 2 行目以降に「C」と記載すること。
 ロ 既に報告したデータを削除する又は在庫が全くない場合は「A」と記載すること。
- 14 別記様式第17の注17の例により記載すること。
- 15 試験研究用等原子炉設置者及び発電用原子炉設置者のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

減速材として使用される状況にあるもの	I U
保管の状況にあるもの	O U

16 別記様式第 5 の注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

17 別記様式第17の注19の例により記載すること。

- 18 別記様式第4の注24の例により記載すること。
 - 19 別記様式第4の注28の例により記載すること。
 - 20 別記様式第4の注29の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、A4などに別葉で作成すること。

別記様式第19 (第7条関係) (昭63総府令44・追加、平7総府令3・平10総府令8・平11総府令64・平12総府令118・平17文科令50・平25文科令8・一部改正、平26原子規3・旧様式第18線下・一部改正、令元原子規3・令2原子規21・一部改正)

減速材物質(設備)受入(払出)実施計画報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第25項(第28項)の規定により、次のとおり報告します。

受入(払出)に係る工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
受 入 (払 出) 予 定 日		
受入れ(払出し)の原因(注1)		
払出(受入)工場又は事業所 (注2)	名 称	
	所 在 地	
減速材物質(設備)の種類		
供 給 当 事 国 (注3)		
減速材物質(設備)の数量		

注1 輸入、国内の他の施設からの受入れ、輸出及び国内の他の施設への払出しの別を記載すること。

2 輸出入の場合にあっては、輸出入の相手国名及び相手方の工場又は事業所の名称を記載すること。

3 供給当事国が2以上ある場合は、供給当事国ごとに記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この報告書は、減速材物質(設備)の種類ごとに作成すること。

別記様式第20（第7条関係系）（平7総府令3・令5、平10総府令6・平11総府令64・平12総府令118・平17文科令50・平25文科令8・一部改正、平26原子規3・旧様式第13條下・一部改正、平元原子規3・令2原子規12・令2原子規21・一部改正）

（その1）

報告年月日	
報告番号	（注1）

設備在庫状況変動報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物質の使用等に関する規則第7条第26項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の連絡先 （注3）	名称		連絡員の氏名 電話番号（ ）
	名 所	在 地		名 所	在 地	
国際規制物質計量管理区域の符号	（注2）			連絡員の氏名		電話番号（ ）

- 注 1 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第26項又は第27項の規定に基づき提出する全ての報告書につき、A C Aごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
- 2 別記様式第17の注2の例により記載すること。
 - 3 別記様式第3の注2の例により記載すること。
 - 4 別記様式第4の注2の例により記載すること。
 - 5 別記様式第17の注5の例により記載すること。
 - 6 別記様式第4の注6の例により記載すること。
 - 7 別記様式第4の注7の例により記載すること。
 - 8 別記様式第4の注8の例により記載すること。
 - 9 別記様式第4の注9の例により記載すること。
 - 10 別記様式第4の注10の例により記載すること。
 - 11 別記様式第4の注11の例により記載すること。
 - 12 別記様式第4の注12の例により記載すること。
 - 13 既に報告したデータを削除する場合は「A」と記載すること。
 - 14 別記様式第17の注14の例により記載すること。
 - 15 別記様式第17の注15の例により記載すること。
 - 16 次の表の左欄に掲げる原因又は事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

輸入	R F
増 国内受入れ (国内の他のA C Aからの受入れ)	R D
加 その他の増加	O I
又 輸出	S F
は 国内払出し (国内の他のA C Aへの払出し)	S D
減 廃棄	W A

事故損失 少 その他の減少	加工事業者等（廃棄事業者を 除く。）のみに係る事項	使用の状況への移行 保管の状況への移行	LA OD IU OU
---------------------	------------------------------	------------------------	----------------------

- 17 計量管理規定で定めた設備を一括して同定する方法により付した符号を記載すること。
- 18 計量管理規定で定めた設備を個別に同定する方法により付した符号を記載すること。
- 19 次の表の左欄に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

原子炉	RE
原子炉圧力容器	PV
原子炉内装物	RI
原子炉燃料交換機	FM
原子炉制御棒	CR
原子炉圧力管	PT
ジルコニウム管	ZT
一次冷却材ポンプ	CP
照射済燃料要素切断機	CM
臨界安全タンク	ST
燃料要素の処理／制御設備	PC
被覆管に密閉する設備	SE
燃料要素のその他の設備	OF
同位体分離のための設備	SI
重水生産工場設備	PH
その他の設備（部品）	OE

- 20 別記様式第5の注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
 - 21 設備の個数を記載すること。
 - 22 「N」と記載すること。
 - 23 別記様式第4の注28の例により記載すること。
 - 24 別記様式第4の注29の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、ACAごとに別葉で作成すること。

別記様式第21（第7条関係）（平7総府令3・令5、平10総府令6・平11総府令64・平12総府令118・平17文科令50・平25文科令8・一部改正、平26原子規3・旧様式第23様下・一部改正、令元原子規5・令2原子規12・令2原子規21、一部改正）

（その1）

報告年月日	
報告番号	(注1)

設備在庫報告書

原子力規制委員会 殿

住所
氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第27項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名称		事務上の 連絡先 (注4)	名称		電話番号（ ）
	所在地	所在地		所在地	連絡員の氏名	
国際規制物資計量管理区域の符号	(注2)					
報告対象期日	(注3)	年月日				

- 注 1 別記様式第20の注 1 の例により記載すること。
- 2 別記様式第17の注 2 の例により記載すること。
- 3 別記様式第18の注 3 の例により記載すること。
- 4 別記様式第 3 の注 2 の例により記載すること。
- 5 別記様式第 4 の注 2 の例により記載すること。
- 6 別記様式第 4 の注 6 の例により記載すること。
- 7 別記様式第 4 の注 7 の例により記載すること。
- 8 別記様式第 4 の注 8 の例により記載すること。
- 9 別記様式第 4 の注 9 の例により記載すること。
- 10 別記様式第 4 の注10の例により記載すること。
- 11 別記様式第 4 の注11の例により記載すること。
- 12 別記様式第 4 の注12の例により記載すること。
- 13 別記様式第20の注13の例により記載すること。
- 14 別記様式第20の注17の例により記載すること。
- 15 別記様式第20の注18の例により記載すること。
- 16 別記様式第20の注19の例により記載すること。
- 17 加工事業者等 (廃棄事業者を除く。) のみが記載することとし、次の表の左欄に掲げる事項に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。

使用の状況にあるもの	I U
保管の状況にあるもの	O U

- 18 別記様式第 5 の注17の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる符号を記載すること。
- 19 別記様式第20の注21の例により記載すること。

- 20 別記様式第20の注22の例により記載すること。
 - 21 別記様式第4の注28の例により記載すること。
 - 22 別記様式第4の注29の例により記載すること。
- 備考1 この用紙は、日本産業規格A4のつづり込み式とすること。
- 2 この報告書は、A4に別葉で作成すること。

別記様式第22（第7条関係）（平25文科令6・追加、平26文科令8・一部改正、平26原子規3
・旧様式第21様式下・一部改正、平29原子規6・令元原子規3・令2原子規21・一部改正）

核燃料物質事故増加報告書	
年 月 日	
原子力規制委員会 殿	
住 所	
氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第30項の規定により、次のとおり報告します。	
氏 名 又 は 名 称	
法人にあっては代表者の氏名	
住 所	
工場又は事業所	名 称
	所 在 地
使用の場所	名 称
	所 在 地
核燃料物質計量管理区域の符号 (注1)	
事務上の連絡先	名 称
	所 在 地
	連絡員の氏名
事故増加年月日(注2)	
核燃料物質の区分(注3)	
供給当事国(注4)	
元素重量(注5)	

発見された核燃料物質の情報	化合物又は混合物重量 (注6)	
	物質の形状(注7)	
	化合物又は混合物の名称 (注8)	
	容器の種類(注9)	
	物質の品質(注10)	
<p>注1 別記様式第4の注3の例により記載すること。</p> <p>2 事故増加に係る国際規制物資の使用の許可日、変更に係る使用を開始する日又は許可範囲内の場合には事故増加が生じた日のいずれかを記載すること。</p> <p>3 別記様式第1の注1の例により記載すること。</p> <p>4 別記様式第1の注3の例により記載すること。</p> <p>5 国際規制物資の種類ごとに、別記様式第1の注2の例により記載すること。元素重量は、化合物の分子量に占めるウラン又はトリウムの分子量から算出すること。</p> <p>6 化合物又は混合物の量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。</p> <p>7 粉末、分析用小試料、分析用小試片若しくはその他固体(混合物は除く。)又は溶液のいずれかを記載すること。</p> <p>8 酢酸ウラニル、酢酸ウラニル亜鉛、硝酸ウラニル(六水塩・四水塩)、塩化ウラニル、二酸化ウラン、三酸化ウラン、八酸化三ウラン、金属ウラン、硝酸トリウム(六水塩・四水塩)、酸化トリウム、金属トリウム又はその他のいずれかを記載すること。その他については、化合物名も括弧書きで追記すること。</p> <p>9 容器なし、500ミリリットル未満の小さな容器、500ミリリットル以上1リットル未満の容器又はその他のいずれかを記載すること。その他については、容器の種類も括弧書きで追記すること。</p> <p>10 金属等の固形物、精製された均質の物質、高純度仕様に合致する物質、非均質物質(スクラップ等)又は各種組成の物(汚染スクラップ又は廃棄物)のいずれかを記載すること。</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。</p>		

別記様式第23 (第7条関係) (平29原子規8・追加、令元原子規3・令2原子規21・一部改正)

核燃料物質輸入(輸出)報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第31項(第32項)の規定により、次のとおり報告します。

氏名又は名称			
法人にあっては代表者の氏名			
住所			
工場又は事業所	名称		
	所在地		
使用の場所	名称		
	所在地		
核燃料物質計量管理区域の符号(注1)			
事務上の連絡先	名称		
	所在地		
	連絡員の氏名	所属部課名 電話番号 FAX番号 メールアドレス	
輸入(輸出)年月日			
輸入(輸出)相手施設の	氏名		
	住所		
	MBA符号		
報告番号(注2)		修正報告番号(注3)	

輸入 (輸出) した核燃料物質の情報	バッチ名又は番号 (注4)	
	バッチ単位体数 (注5)	
	核燃料物質の区分 (注6)	
	供給当事国 (注7)	
	元素重量(注8)	
	化合物又は混合物 重量(注9)	
	核分裂性物質重量 (注10)	
	組成、 形状等 (注11)	物質の形状
		化合物又は混 合物の名称
		容器の種類
物質の品質		
備考		

注1 別記様式第4の注3の例により記載すること。

2 国際規制物資の使用等に関する規則第7条第31項の規定に基づき提出する全ての報告書及び同条第32項の規定に基づき既に提出した報告書を修正するために提出する全ての報告書につき、MBAごとに「0001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。

3 既に提出した報告書について修正をする場合に当該修正に係る報告書の報告番号を記載すること。

4 輸出の場合は、ラテン文字、数字並びにコンマ、スラッシュ及びハイフンなどの記号を組み合わせた8文字以内の符号を記載し、輸入の場合は、相手施設の定めた符号を記載すること。

5 別記様式第4の注19の例により記載すること。

6 別記様式第1の注1の例により記載すること。

7 別記様式第1の注3の例により記載すること。

- 8 国際規制物資の種類ごとに、別記様式第1の注2の例により記載すること。元素重量は、化合物の分子量に占めるウラン又はトリウムの分子量から算出すること。
 - 9 化合物又は混合物の量をグラムの単位で記載し、1グラム未満の端数は四捨五入すること。
 - 10 別記様式第4の注25の例により記載すること。
 - 11 輸入の場合は、相手施設から通知される組成、形状等の情報又は物質記述コードを記載すること。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第24（第7条関係）（平11総府令64・全改、平13総府令118・平17文科令50・一部改正、平25文科令6・旧様式第21線下、平25文科令8・一部改正、平36原子規3・旧様式第22線下・一部改正、平29原子規8・旧様式第23線下・一部改正、令元原子規3・令2原子規21・一部改正）

製錬の事業の実施状況に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第33項の規定により、次のとおり報告します。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
核原料物質（核燃料物質）の区分 （注1）		
生 産 数 量（注2）		
予 定 生 産 数 量（注3）		
生 産 能 力（注4）		
事務上の連絡先 （注5）	名 称	
	所 在 地	電 話 番 号（ ）
	連絡員の氏名	所 属 部 課 名（ ）

注1 ウラン又はトリウムの区分により記載すること。

- 2 1年間に製錬した核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。
- 3 報告を行う日を含む1年間に製錬する予定の核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。
- 4 1年間に製錬することができる核原料物質又は核燃料物質に含まれるウラン又はトリウムの量をキログラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

- 5 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とすること。

- 2 この報告書は、核原料物質又は核燃料物質の区分ごとに作成すること。
-

別記様式第25（第7条関係）（平11総府令64・全改、平13総府令118・平17文科令50・一部改正、平25文科令8・旧様式第23線下、平25文科令8・一部改正、平26原子規3・旧様式第23線下・一部改正、平29原子規8・旧様式第24線下・一部改正、令元原子規3・令2原子規21・一部改正）

サイト内建物報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第34項の規定により、次のとおり報告します。

サ イ ト	名 称			
	所 在 地			
	サイトコード（注1）			
	通常勤務時間帯（注2）		自 至	時 分
	休 日（注3）			
確 認 年 月 日（注4）				
事務上の連絡先 （注5）		名 称		
		所 在 地		電 話 番 号（ ）
		連 絡 員 の 氏 名		所 属 部 課 名（ ）
建 物 の 概 要 （注6）	行 番 号 （注7）	建 物 コー ド （注8）	施 設 コー ド （注9）	建 物 の 説 明 （注10）
建 物 の 配 置		別添資料のとおり（注11）		

注1 別記様式第12の注1の例により記載すること。

2 サイトの職員の勤務開始の時刻及び勤務終了の時刻を記載すること。

3 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の休日がある場合にあっては当該休日の年月日を記載し、これらの日以外の休日がない場合にあっては空白とすること。

- 4 サイト内の建物の状況及び配置を確認した日を記載すること。
 - 5 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。
 - 6 前回提出した報告書記載事項と変更がない建物にあっては記載しないこととし、報告書記載事項に変更がある建物にあっては最初に付した行番号と同一のものを用いて記載すること。
 - 7 サイトごとに「001」から欠番、重複のない一連の番号を記載すること。
 - 8 建物ごとに国に登録する符号を記載すること。
 - 9 核燃料物質を取り扱う施設にあっては別記様式第4の注8の例により記載し、その他にあっては空白とすること。
 - 10 階数、床面積、用途、使用状況その他建物の状況及び追加議定書第7条に規定する管理されたアクセスによる可能性がある場所について記載し、用途を変更した場合にあっては変更前の用途を併せて記載すること。また、建物を廃止した場合にあっては「廃止」と記載すること。
 - 11 建物ごとに建物コードを記載し、当該建物が施設である場合にあっては施設コードを併せて記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この報告書は、サイトごとに別業で作成すること。

別記様式第26（第7条関係）（平13文科令83・追加、平17文科令50・一部改正、平25文科令6
・旧様式第23條下、平25文科令8・一部改正、平26原子規9・旧様式第24條下・一部改正、平
29原子規9・旧様式第25條下・一部改正、令元原子規3・令2原子規21・一部改正）

国際特定活動における生産数量に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項及び国際
規制物資の使用等に関する規則第7条第35項の規定により、次のとおり報告しま
す。

工場又は事業所	名 称	
	所 在 地	
国際特定活動の種類（注1）		
生 産 数 量（注2）		
事務上の連絡先 （注3）	名 称	
	所 在 地	電話番号（ ）
	連絡員の氏名	所属部課名（ ）

- 注1 追加鑑定書附属書Iに掲げる活動のうち、該当するものを記入すること。
- 2 1年間に生産した資材又は設備（追加鑑定書附属書I（x v）に規定する
ホットセルを含む。）について、当該資材又は設備ごとの数量を記載するこ
と。
- 3 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場
合は工場又は事業所における連絡先を記載すること。
- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この報告書は、国際特定活動の種類ごとに作成すること。

別記様式第27（第7条関係）（平11総府令64・追加、平12総府令118・一部改正、平13文科令63
・旧様式第23條下・一部改正、平15文科令3・平17文科令60・一部改正、平25文科令6・旧様
式第24條下、平25文科令8・一部改正、平25原子規3・旧様式第25條下・一部改正、平29原子
規8・旧様式第26條下・一部改正、令元原子規3・令2原子規21・一部改正）

ウラン鉱山に関する報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第5項及び国際
規制物資の使用等に関する規則第7条第36項の規定により、次のとおり報告しま
す。

鉱 山	名 称	
	所 在 地	
実 施 状 況（注1）		
生 産 数 量（注2）		
予 定 生 産 数 量（注3）		
生 産 能 力（注4）		
事務上の連絡先 （注5）	名 称	
	所 在 地	電話番号（ ）
	連絡員の氏名	所属部課名（ ）

注1 探鉱、採鉱又は選鉱の区分ごとに、実施、休止又は廃止の区分により記載
すること。探鉱、採鉱又は選鉱のうち、実施したことの無いものについては
記載しないこと。

2 1年間に生産したウランの量について、キログラム単位で記載し、1キロ
グラム未満の端数は、四捨五入すること。

3 報告を行う日を含む1年間に生産する予定のウランの量について、キログ
ラム単位で記載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

4 1年間に生産することができるウランの量について、キログラム単位で記
載し、1キログラム未満の端数は、四捨五入すること。

5 東京に連絡先がある場合は東京における連絡先を、東京に連絡先がない場
合はウラン鉱山における連絡先を記載すること。

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 この報告書は、ウラン鉱山ごとに作成すること。

別記様式第28(第8条関係)(平11総府令64・追加、平13総府令62・平12総府令118・一部改正、平13文科令83・旧様式第24線下・一部改正、平15文科令3・平15文科令44・平24文科令32・一部改正、平25文科令6・旧様式第26線下、平25文科令8・平25原子規16・平26原子規1・一部改正、平28原子規3・旧様式第27線下、平29原子規8・旧様式第27線下、令元原子規3・令2原子規12・一部改正)

(表 面)

第 号	
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の8の2第3項又は同法第68条第5項の規定による	
身 分 証 明 書	
職名及び氏名	
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; flex-direction: column; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="margin-bottom: 10px;">写</div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; text-align: center;">押 出 スタンプ</div> <div style="margin-top: 10px;">真</div> </div>	年 月 日生 年 月 日交付
原子力規制委員会 <div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 30px; display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;">印</div>	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A6とすること。

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第 61 条の 8 の 2 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づく保障措置の実施に必要な範囲内において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たっては、原子力規制委員会の指定する当該職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。
- 四 国際規制物資の移動を監視するための必要な封印又は装置の取り付け

3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 （略）

第 68 条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第 64 条第 3 項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第 59 条第 6 項の規定）の施行に必要な限度において、当該職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第 61 条の 3 第 1 項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第 5 項、第 6 項、第 8 項及び第 9 項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2・3 (略)

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、追加鑑定書の定めるところにより国際原子力機関に対して説明を行い、又は第8項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、当該職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 前各項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

6 第1項から第4項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

7~14 (略)

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第2項から第4項まで又は第7項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

別記様式第29（第8条関係）（平11総府令84・通知、平12総府令118・…一部改正、平13文科令69・旧様式第28様下・…一部改正、平28文科令6・旧様式第28様下、平25文科令8・平26原子規16・…一部改正、平26原子規3・旧様式第27様下、平29原子規8・旧様式第25様下、令元原子規3・令2原子規19・…一部改正）

（表 面）

<p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の23第2項（同法第61条の23の20において適用する場合を含む。）の規定による</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">身 分 証 明 書</p> <p>職名及び氏名</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">写</p> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;"> <p style="text-align: center;">押 出 スタンプ</p> </div> <p style="text-align: center;">真</p> </div> <p style="text-align: right;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 交付</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">原子力規制委員会 印</p> </div>	<p>第 号</p>
--	------------

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第 61 条の 23 原子力規制委員会は、指定情報処理機関の情報処理業務の適確な遂行の確保に必要な限度において、指定情報処理機関に対し、その業務若しくは経理に関し報告をさせ、又は当該職員に、当該機関の事務所若しくは事業所に立ち入り、当該機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第 61 条の 23 の 20 第 61 条の 17、第 61 条の 18 及び第 61 条の 23 の規定は、指定保障措置検査等実施機関について準用する。この場合において、第 61 条の 18 中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査の業務」と、第 61 条の 23 第 1 項中「情報処理業務」とあるのは「保障措置検査等実施業務」と読み替えるものとする。

第 80 条の 2 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三 第 61 条の 23 第 1 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第 80 条の 3 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定保障措置検査等実施機関の役員又は職員は、50 万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第 61 条の 23 の 20 において準用する第 61 条の 23 第 1 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

別記様式第30(第10条関係)

電磁的記録媒体提出票

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第 項及び国際規制物資の使用等に関する規則第7条第 項の規定による報告書を記録した電磁的記録媒体を次のとおり提出いたします。

本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実と相違ありません。

- 1 電磁的記録媒体に記録された事項
- 2 電磁的記録媒体と併せて提出される書類

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 法令の条項については、当該届出の適用条項を記載すること。
- 3 「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、2以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
- 4 「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、当該届出の際に本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあつては、その書類名を記載すること。
- 5 該当事項のない欄は、省略すること。